

「あつたらいいな」をいちばんに。



ネオファースト生命
第一生命グループ[®]

三大疾病にも備えられる
もしもの時にご家族へ
安心を毎月お届けする保険



<無解約返戻金型収入保障保険>

ご契約のしおり・約款

本冊子の構成

この「ご契約のしおり・約款」の内容は、
つぎの2つの部分に分かれています。

ご契約のしおり

ご契約についての重要事項などぜひ知っていただきたい事項をわかりやすく説明しています。必ずご一読いただきますようお願いいたします。

1 ご契約に際して

ご契約に際しての重要事項などについて説明しています。

2 保険の特徴と仕組みについて

お申し込みいただく保険商品の特徴と仕組みについて説明しています。

3 ご契約後について

ご契約後の諸手続きや各種お取扱いについて説明しています。

4 年金のお支払いなどについて

年金をお支払いできる場合・できない場合について具体的な事例で説明しています。

約 款

ご契約からお支払いまでのさまざまな取り決めをご説明しています。
「ご契約のしおり」とあわせてお読みいただきますようお願いいたします。

もくじ

本冊子の構成

01

ご契約のしおり

目的別もくじ	06
主な保険用語のご説明	08

1 ご契約に際して

1 当社の組織形態(株式会社)について	12
2 保険契約締結の「媒介」と「代理」について	12
3 生命保険募集人の権限と保険契約の締結について	12
4 ご契約のお申込手続きについて	12
5 健康状態などの告知について	13
6 意向確認について	13
7 責任開始期(保障の開始時期)について	14
8 契約日について	14
9 クーリング・オフ制度(ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除)について	14
10 個人情報のお取扱いについて	15
11 「契約内容登録制度」「契約内容照会制度」「支払査定時照会制度」にもとづく、他の生命保険会社等との共同利用について	16
12 現在のご契約の解約・減額を前提として、新たなご契約のお申込みをご検討の場合について	18
13 生命保険会社の業務または財産の状況の変化による生命保険契約への影響の可能性について	18
14 「生命保険契約者保護機構」について	19

2 保険の特徴と仕組みについて

1 商品名称(主契約)	22
2 特徴	22
3 仕組み	22
4 付加できる特約	24

3 ご契約後について

1 第2回以降の保険料のお払込みについて	28
2 保険料の払込猶予期間とご契約の失効について	29
3 年金お支払時等に未払込保険料がある場合について	29
4 保険料のお払込みが困難になられた場合について	29
5 収入保障年金受取人の変更について	30
6 収入保障年金受取人が死亡された場合について	30
7 被保険者による解除請求について	30
8 保険料のお払込みが不要となった場合のお取扱いについて	31
9 各種変更の手続きについて	32
10 保障内容の見直しについて	34
11 ご契約の解約と解約返戻金について	34
12 生命保険と税金について	34

4 年金のお支払いなどについて

1 年金等をご請求いただける場合について	38
2 年金等のご請求について	40
3 年金のお支払いなどができる場合	42
4 年金をお支払いできる場合、できない場合(事例1~4)	44

約 款

・無解約返戻金型収入保障保険普通保険約款	50
・特定疾病保険料払込免除特約	71
・健康体割引特約	79

memo

ご契約の し お り

ご契約についての重要事項などぜひ
知りたい事項をわかりやすく
説明しています。

目的別もくじ

こんなときは…

このページをご覧ください



お申込みにあたって

保険用語の意味がわからない

08
ページ

主な保険用語のご説明

お申込みを撤回したい

14
ページ

クーリング・オフ制度
(ご契約のお申込みの撤回または
ご契約の解除)について

告知義務について知りたい

13
ページ

健康状態などの告知について

いつから保障が開始されるのか
知りたい

14
ページ

責任開始期(保障の開始時期)
について



この保険
について

この保険の特徴と仕組みについて
知りたい

22
ページ

特徴、仕組み



保険料について

保険料の払込方法を変更したい

33
ページ

保険料の払込方法を
変更したい

保険料のお払込みができなかつた

29
ページ

保険料の払込猶予期間と
ご契約の失効について

保険料の負担を減らしたい

29
ページ

保険料のお払込みが
困難になられた場合について

案内先ページには、該当項目の箇所をアイコンで示しています。



お申込みにあたって



年金等について

<例>



5 健康状態などの告知について



この保険の特徴について



保障内容の見直しについて



保険料について



ご契約後のお取扱いについて



1. 告知

●ご契約をお引き受けするかどうかを決めるための重要なことがらについて
届出などでおたずねすることについて、事実をありのまま正確にもらなく
ては、専門家による定期健康診断等の結果をご利用いただく方法の場合にも、被保
険者についてありのままをお答えください。

下記のような場合は、ご案内のページをご覧ください。



こんなときは…

このページをご覧ください



年金等について

年金の支払いの対象になるか知りたい

38
ページ

年金等をご請求いただける場合について

年金を請求したい

40
ページ

年金等のご請求について

年金が支払われないケースについて知りたい

42
ページ

年金のお支払いなどができる場合

受取人が請求できない場合の年金の受取りについて知りたい

44
ページ

年金をお支払いできる場合、できない場合(事例1~4)

41
ページ

指定代理請求制度



保険内容についての見直し

年金月額を減額したい

34
ページ

保障内容の見直しについて

特約を解約したい



ご契約後のお取扱いについて

契約を解約したい

34
ページ

ご契約の解約と解約返戻金について

契約者や受取人を変更したい

32
ページ

各種変更の手続きについて

住所変更や改姓について知りたい

保険証券を紛失してしまった

34
ページ

生命保険と税金について

生命保険料控除や、年金にかかる税金について知りたい

主な保険用語のご説明



か

解約返戻金

【かいやくへんれいきん】

ご契約を解約された場合などに、保険契約者に払い戻されるお金のことをいいます。

契約応当日

【けいやくおうとうび】

ご契約後の保険期間中にむかえる、毎年または毎月の契約日に対応する日のことをいいます。

契約年齢

【けいやくねんれい】

契約日における被保険者の満年齢のことをいいます。

(例)34歳7か月の被保険者の契約年齢は34歳となります。

契約日

【けいやくび】

ご契約年齢などの計算の基準日のことをいいます。

告知義務

【こくちぎむ】

ご契約のお申込みをされるときに、過去の傷病歴(傷病名・治療期間など)、現在の健康状態や職業など、書面等により当社がおたずねする重要なことがらについて、事実をありのまま正確にもれなくお知らせ(告知)いただく義務のことをいいます。

告知義務違反

【こくちぎむいはん】

告知の際に、おたずねしたことがらについて事実が告げられなかつたり、事実と異なる告知がされた場合のことをいいます。告知義務違反があったときは、当社はご契約や特約を解除することがあります。

さ

失効

【しつこう】

保険料払込の猶予期間が過ぎても保険料のお払込みがなく、ご契約の効力が失われることをいいます。

指定代理請求人

【していだいりせいけいゆうにん】

年金の受取人が年金を請求できない特別な事情があるとき、年金の受取人に代わって請求を行うために、被保険者の戸籍上の配偶者等、当社所定の範囲内で、あらかじめ保険契約者が指定した人のことをいいます。

支払事由

【しはらいじゆう】

約款に定める年金をお支払いする事由のことをいいます。

収入保障年金受取人

【しゅうにゅうほしょうねんkinうけとりにん】

被保険者が死亡された際に支払われる収入保障年金を受け取る人のことをいいます。お申込みの際に保険契約者が指定します。

主契約

【しゅけいやく】

ご契約のベースとなる部分で、約款のうち普通保険約款に記載されている契約内容のことをいいます。

責任開始期と責任開始日

【せきにんかいしきとせきにんかいしげ】

ご契約の保障が開始される時期を責任開始期といい、その責任開始期の属する日を責任開始日といいます。

た

特 則
【とくそく】

主契約および特約の契約内容のある特定の事項について、追加・変更を定めた約定(約束事)のことをいいます。

な

特 約
【とくやく】

主契約の保障内容をさらに充実させたり、主契約とは異なる特別な約定をする目的で、主契約に付加する契約内容のことをいいます。

は

年 金
【ねんきん】

被保険者が死亡された場合などに毎月お支払いするお金のことをいいます。

年金月額
【ねんきんげつがく】

年金の月単位の支払金額のことをいいます。

年金の現価
【ねんきんのげんか】

将来の年金を支払うために必要なその時点における金額のことをいいます。

払込期月
【はらいこみきげつ】

保険料をお払い込みいただく月のことで、契約応当日の属する月の初日から末日までのことをいいます。

被保険者
【ひほけんしゃ】

保険の保障の対象となる人のことをいいます。

保険契約者
【ほけんけいやくしゃ】

当社と保険契約を結び、そのご契約におけるさまざまな権利(契約内容変更の請求権など)と義務(保険料を払い込む義務など)を持つ人のことをいいます。

保険証券
【ほけんしょうけん】

年金額・保険期間など、契約内容を具体的に記載した書類のことをいいます。

保 险 料
【ほけんりょう】

保険契約者から保険会社にお払い込みいただくお金のことをいいます。

ま

免責事由
【めんせきじゆう】

支払事由に該当された場合でも、年金をお支払いできない特定の事由のことをいいます。

や

約 款
【やつかん】

ご契約に関わるさまざまな取り決めを記載したもののことのことをいいます。

memo

1

ご契約に際して

- 1 当社の組織形態(株式会社)について
- 2 保険契約締結の「媒介」と「代理」について
- 3 生命保険募集人の権限と保険契約の締結について
- 4 ご契約のお申込手続きについて
- 5 健康状態などの告知について
- 6 意向確認について
- 7 責任開始期(保障の開始時期)について
- 8 契約日について
- 9 クーリング・オフ制度(ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除)について
- 10 個人情報のお取扱いについて
- 11 「契約内容登録制度」「契約内容照会制度」「支払査定時照会制度」に
もとづく、他の生命保険会社等との共同利用について
- 12 現在のご契約の解約・減額を前提として、新たなご契約のお申込みを
ご検討の場合について
- 13 生命保険会社の業務または財産の状況の変化による生命保険契約
への影響の可能性について
- 14 「生命保険契約者保護機構」について

1 当社の組織形態(株式会社)について

- 保険会社の会社組織形態には「相互会社」と「株式会社」があり、当社は「株式会社」です。
- 株式会社は、株主の出資により運営されるものであり、株式会社の保険契約者は、相互会社の保険契約者のように、「社員」(構成員)として会社の運営に参加することはできません。

2 保険契約締結の「媒介」と「代理」について

- 生命保険募集人が保険契約締結の「媒介」を行う場合は、保険契約のお申込みに対して保険会社が承諾したときに保険契約は有効に成立します。
- 生命保険募集人が保険契約締結の「代理」を行う場合は、生命保険募集人が保険契約のお申込みに対して承諾をすれば保険契約は有効に成立します。

3 生命保険募集人の権限と保険契約の締結について

- 当社の生命保険募集人は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権や告知の受領権はありません。
- 保険契約は、お客さまからのお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。
- ご契約の成立後に、ご契約の内容の変更等をされる場合も、原則としてご契約内容の変更等に対する当社の承諾が必要になります。

4 ご契約のお申込手続きについて

- ご契約の前に、「契約概要」「注意喚起情報」をご確認ください。「契約概要」「注意喚起情報」にはそれぞれ、保険商品の内容をご理解いただくための情報やご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご注意いただきたい事項を記載しています。必ず内容をご理解・ご了承のうえお申し込みください。
- お申込内容を十分お確かめのうえ、保険契約者・被保険者ご自身でお手続きください。また、保険契約者が法人の場合は申込書に法人登録印を押印してください。
- 第1回保険料をお払い込みいただく際に、領収証は発行しません。振込控などはご契約成立後に当社から送付する保険証券が到着するまで大切に保管してください。
- ご契約は、お客さまからのお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。
- ご契約が成立した場合には、「保険証券」などをお送りしますので、お申込内容などに間違いがないか必ずご確認ください。万一、相違する点などがございましたら、当社コンタクトセンターにご連絡ください。
- ご契約のお申込み後、または年金のご請求があった場合に、当社の担当者または当社で委託した担当者が、ご契約のお申込内容またはご請求内容などについて確認させていただく場合があります。

5 健康状態などの告知について



1

1. 告知

- ご契約をお引き受けするかどうかを決めるための重要なことがらについておたずねします。健康状態など、告知書などでおたずねすることについて、事実をありのまま正確にもれなく告知してください。
- 勤務先の定期健康診断等の結果をご利用いただく場合でも、被保険者ご自身で告知書などの質問事項についてありのままをお答えください。

ご契約に際して

2. 告知義務

- 生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。
- 健康状態のよくない方や危険度の高い職業に従事されている方などが無条件で契約されると、保険料負担の公平性を保つことができません。
- したがって、ご契約のお申込みに際して、過去の傷病歴（傷病名・治療期間など）、現在の健康状態、職業などについての質問事項に対して、事実をありのまま正確にもれなく告知していただく義務（告知義務）があります。

2

3. 告知受領権

- 告知受領権は当社および当社が指定した医師が有しています。生命保険募集人（当社の社員・募集代理店を含みます。）に口頭でお話しいただいても、告知をいただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

仕保組みについてと特徴

4. 傷病歴などがある場合

- 当社では、保険契約者間の公平性を保つため、被保険者の健康状態などに応じてご契約のお引受けの判断を行っています。
- 傷病歴などを告知された場合には、追加の詳しい告知などが必要となる場合があります。
- 傷病歴などがある場合には、ご契約をお断りさせていただくこともありますが、条件を付けてお引き受けすることや、条件を付けずにお引き受けすることもあります。

3

5. 告知内容が事実と相違する場合

- 告知書などの質問事項について、故意または重大な過失によって事実を告知されなかつたり事実と違うことを告知された場合、責任開始日から2年以内であれば、「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することができます。
- 責任開始日から2年を経過していても、年金の支払事由や保険料払込の免除事由が2年内に発生していた場合には、ご契約または特約を解除することができます。
- 告知にあたり、生命保険募集人（当社の社員・募集代理店を含みます。）が解除の原因となる事実について告知をすることを妨げた場合、または告知をしないことや事実でないことを告知することを勧めた場合には、当社はご契約または特約を解除することはできません。ただし、生命保険募集人のこうした行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、当社はご契約または特約を解除することができます。
- ご契約が解除される場合で、すでに年金をお支払いしている場合には、その金額を当社にお返しいただきます。また、すでに保険料のお払込みを免除している場合には、その免除はなかつたものとしてお取り扱いします。
- 告知義務違反があつた場合で、その内容が特に重大な場合、詐欺による取消を理由として、年金のお支払いや保険料払込の免除ができないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後でも取消となることがあります。また、すでにお払い込みいただいた保険料はお返しません。

ご契約後について

6 意向確認について

4

- 今回お申し込みいただく内容が、お客様のご意向に沿つたものか、確認させていただきます。お申込内容がお客様のご意向に沿わない場合には、ご契約をお引き受けすることができません。

な年などにお支払い

13



- ご契約のお引受けを当社が承諾した場合には、つぎの時から保障が開始されます。
 - ①「責任開始期に関する特則」が適用されていないご契約（第1回保険料をクレジットカードまたは振込によりお払い込みいただくご契約）
 - ・・・第1回保険料を当社が受け取った時（クレジットカードによりお払い込みいただくご契約は、カード決済が完了した時）または告知が行われた時のいずれか遅い時
 - ②「責任開始期に関する特則」が適用されているご契約（第1回保険料を口座振替によりお払い込みいただくご契約）
 - ・・・ご契約のお申込みを当社が受けた時または告知が行われた時のいずれか遅い時



ご注意

「責任開始期に関する特則」が適用されているご契約については、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 第1回保険料は、責任開始日の属する月の翌月末日までにお払い込みください。
- (2)(1)のお払込みにあたっては、(1)の払込期間の満了日の翌月初日から翌々月末日までの猶予期間がありますが、その猶予期間内にもお払込みがない場合は、ご契約は無効となります。



- つぎの日が契約日となります。
 - ①「契約日に関する特則」が適用されていない月払のご契約・・・・・・・・・・・・・・・責任開始日の翌月1日
 - ②「契約日に関する特則」が適用されている月払のご契約、または年払のご契約・・・・責任開始日
- ご契約年齢、保険期間・保険料払込期間は契約日を基準に計算します。



- お申込者または保険契約者（以下「申込者等」といいます。）は、ご契約の申込日または第1回保険料をお払い込みいただいた日のいずれか遅い日（「責任開始期に関する特則」が適用されているご契約の場合は、ご契約の申込日）から、その日を含めて15日以内であれば、書面によるお申し出により、ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除（以下「お申込みの撤回等」といいます。）をすることができます。
- お申込みの撤回等は、書面の発信時（郵便の消印日付）に効力を生じますので、郵便により上記期間内に当社あて発信してください。

▼書面に記載いただく内容（書式等は自由です。）

- ・申込者等の氏名（自署）、住所。法人の場合は、申込書に押印したものと同一の印で押印してください。
- ・保険証券または生命保険契約申込書（保険契約者控）に記載の証券番号（12桁）。お手元にない場合は保険商品名（「無解約返戻金型収入保障保険」とご記入ください。）
- ・「お申込みの撤回等」をする旨（ご記入例：「上記の契約の申込みを撤回します。」）

- お申込みの撤回等があった場合には、お払い込みいただいた金額は申込者等に全額お返しします。

10 個人情報のお取扱いについて

1

1. 個人情報の利用目的

- (1)個人情報は、以下の利用目的の達成に必要な範囲にのみ利用し、それ以外の目的には利用しません。
- ①各種保険契約のお引き受け・ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
 - ②当社のグループ会社・関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
 - ③当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
 - ④その他保険に関連・付随する業務
- (2)(1)にかかわらず、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」といいます。)で定める個人番号(以下、「個人番号」といいます。)を含む特定個人情報は、以下の事務実施に必要な範囲にのみ利用し、ご本人の同意があっても、それ以外の目的には利用しません。
- ①保険に関する取引がある場合:保険取引に関する法定調書作成事務
 - ②不動産に関する取引がある場合:不動産取引に関する支払調書作成事務
 - ③報酬・料金・契約金・賞金支払に関する取引がある場合:報酬、料金、契約金および賞金の支払調書作成事務
 - ④その他①～③に関連する事務
- (3)これらの利用目的は、当社Webサイトおよびディスクロージャー誌等に掲載するほか、ご本人から直接書面等にて情報を取得する場合に明示します。

ご契約に際して

2. 個人情報の提供

- (1)当社では、次の場合を除いて個人情報を外部に提供することはありません。
- ①ご本人が同意されている場合
 - ②法令に基づく場合
 - ③保険契約および特約の内容を一般社団法人生命保険協会に登録する等、個人情報保護法に基づき共同利用する場合
 - ④業務の一部について、利用目的の達成に必要な範囲内で委託を行う場合
 - ⑤その他個人情報保護法に基づき提供が認められている場合
- (2)(1)にかかわらず、当社では番号法で認められている場合を除いて特定個人情報を外部に提供することはありません。

2

仕組みについてと

3. お問い合わせ先

個人情報の取扱いに関するお問合せおよびお申出については、下記窓口までお問い合わせください。

個人情報の取扱いに関するお問合せ窓口

ネオファースト生命保険株式会社 コンタクトセンター
〒141-0032 東京都品川区大崎2-11-1 大崎ウィズタワー

0120-066-201 (個人情報専用) 受付時間: 9:00～19:00(土曜日は17:00まで)
日・祝日を除く

Webサイトアドレス <http://neofirst.co.jp>

3

ご契約後について

- 当社の個人情報保護方針については、当社Webサイト(<http://neofirst.co.jp>)でご覧いただけます。

4

年金の支払い

- 当社は、生命保険制度が健全に運営され、年金のお支払いが正しく確実に行われるよう、「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」、および「支払査定時照会制度」にもとづき、下記のとおり、当社の保険契約等に関する所定の情報を特定の者と共同して利用しております。

1. 「契約内容登録制度」「契約内容照会制度」について

お客様のご契約内容が登録されることがあります。

当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、保険契約もしくは共済契約または特約付加（以下「保険契約等」といいます。）のお引受けの判断あるいは保険金、給付金もしくは共済金等（以下「保険金等」といいます。）のお支払いの判断の参考とする目的として、「契約内容登録制度」（全国共済農業協同組合連合会との間では「契約内容照会制度」といいます。）にもとづき、当社の保険契約等に関する下記の登録事項を共同して利用しております。

保険契約等のお申込みがあった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、保険契約等に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、保険契約等をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。

一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等のお申込みがあった場合または保険金等のご請求があった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、保険契約等のお引受けまたはこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。

なお、登録の期間ならびにお引受けおよびお支払いの判断の参考とさせていただく期間は、契約日、復活日、増額日または特約の中途付加日（以下「契約日等」といいます。）から5年間（被保険者が満15歳未満の保険契約等については、「契約日等から5年間」と「契約日等から被保険者が満15歳に到達するまでの期間」のいずれか長い期間）とします。

各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、保険契約等のお引受けおよびこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とする以外に用いることはありません。また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。

当社の保険契約等に関する登録事項については、当社が管理責任を負います。保険契約者または被保険者は、当社の定める手続きに従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に違反して登録事項が取り扱われている場合、当社の定める手続きに従い、利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細については、当社コンタクトセンターにお問い合わせください。

▼ 登録事項

- 〈1〉保険契約者および被保険者の氏名、生年月日、性別ならびに住所（市・区・郡までとします。）
- 〈2〉死亡保険金額および災害死亡保険金額^(注)
- 〈3〉入院給付金の種類および日額
- 〈4〉契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
- 〈5〉取扱会社名

その他、正確な情報の把握のため、契約および申込みの状態に関して相互に照会することができます。

※「契約内容登録制度」「契約内容照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、

一般社団法人生命保険協会ホームページ(<http://www.seiho.or.jp/>)の「加盟会社」をご参照ください。

(注)本商品では、契約日における保険金換算額となります。

2. 「支払査定時照会制度」について

保険金などのご請求に際し、お客さまのご契約内容などを照会させていただくことがあります。

当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等（以下「保険契約等」といいます。）の解除、取消もしくは無効の判断（以下「お支払い等の判断」といいます。）の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」にもとづき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。

保険金、年金または給付金（以下「保険金等」といいます。）のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」にもとづき、相互照会事項の全部または一部について、一般社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会をし、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること（以下「相互照会」といいます。）があります。相互照会される情報は下記のものに限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会にもとづき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払等の判断の参考とするために利用されることがあります。その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかつたときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。

当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。保険契約者、被保険者または保険金等受取人は、当社の定める手続きに従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に違反して相互照会事項記載の情報が取り扱われている場合、当社の定める手続きに従い、当該情報の利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めるすることができます。上記各手続きの詳細については、当社コンタクトセンターにお問い合わせください。

▼ 相互照会事項

つぎの事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過した契約に係るものは除きます。

- 〈1〉被保険者の氏名、生年月日、性別、住所（市・区・郡までとします。）
- 〈2〉保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故（左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとします。）
- 〈3〉保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料であるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

※「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、

一般社団法人生命保険協会ホームページ(<http://www.seiho.or.jp/>)の「加盟会社」をご参照ください。

12

現在のご契約の解約・減額を前提として、 新たなご契約のお申込みをご検討の場合について

- 現在ご加入中のご契約を解約・減額されると、つぎのとおり、保険契約者にとって不利益となることがあります。
 - ①多くの場合、解約返戻金は、お払い込みいただいた保険料の合計額より少ない金額となり、一定期間の契約継続を条件とする配当の権利等を失う場合があります。
 - ②保険料の計算の基礎となる予定利率などは、現在のご契約と新たなご契約で異なることがあります。たとえば、新たなご契約の予定利率が現在のご契約の予定利率より低い場合、保険料が高くなることがあります。
 - ③一般的の契約と同様に告知義務があり、健康状態などによっては新たなご契約のお引き受けができない場合があります。
 - ④新たなご契約の責任開始日を起算日として告知義務違反による解除の規定が適用され、詐欺によるご契約の取消の規定などについても、新たなご契約の締結に際しての詐欺の行為が適用の対象となります。したがって、傷病歴などを正しく告知されなかった場合、新たなご契約が解除・取消となることがあります。
 - ⑤現在ご加入中のご契約のままであればお支払いができる場合であっても、告知義務違反による解除や詐欺による取消、責任開始日から3年以内の自殺などの場合には、年金などが支払われないことがあります。

13

生命保険会社の業務または財産の状況の変化による 生命保険契約への影響の可能性について

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。
- 生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社(当社は会員として加入しています。)が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られますか、この場合でも、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等の削減など、契約条件が変更されることがあります。詳細については、「生命保険契約者保護機構」までお問い合わせください。

14 「生命保険契約者保護機構」について

- 当社は、「生命保険契約者保護機構」(以下、「保護機構」といいます。)に加入しております。保護機構の概要は、以下のとおりです。
 - ・保護機構は、保険業法にもとづき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払いに係る資金援助および保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
 - ・保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
 - ・保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定^(※1)に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約^(※2)を除き、責任準備金等^(※3)の90%とすることが、保険業法等で定められています(保険金・年金等の90%が補償されるものではありません。^(※4))。
 - ・なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度(保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度)が設けられる可能性もあります。

※1特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証(最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等)のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することができます(実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります。)。

※2破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率(注1)を超えていた契約を指します(注2)。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

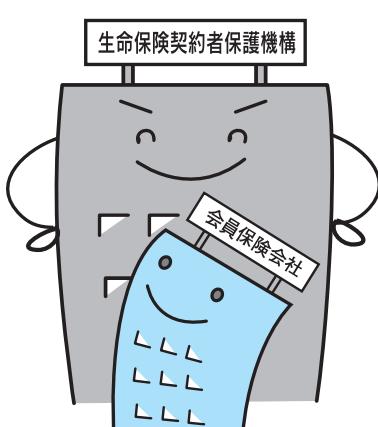
- 高予定利率契約の補償率=90%-(過去5年間における各年の予定利率-基準利率)の総和÷2

(注1)基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官および財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、保護機構のホームページで確認できます。

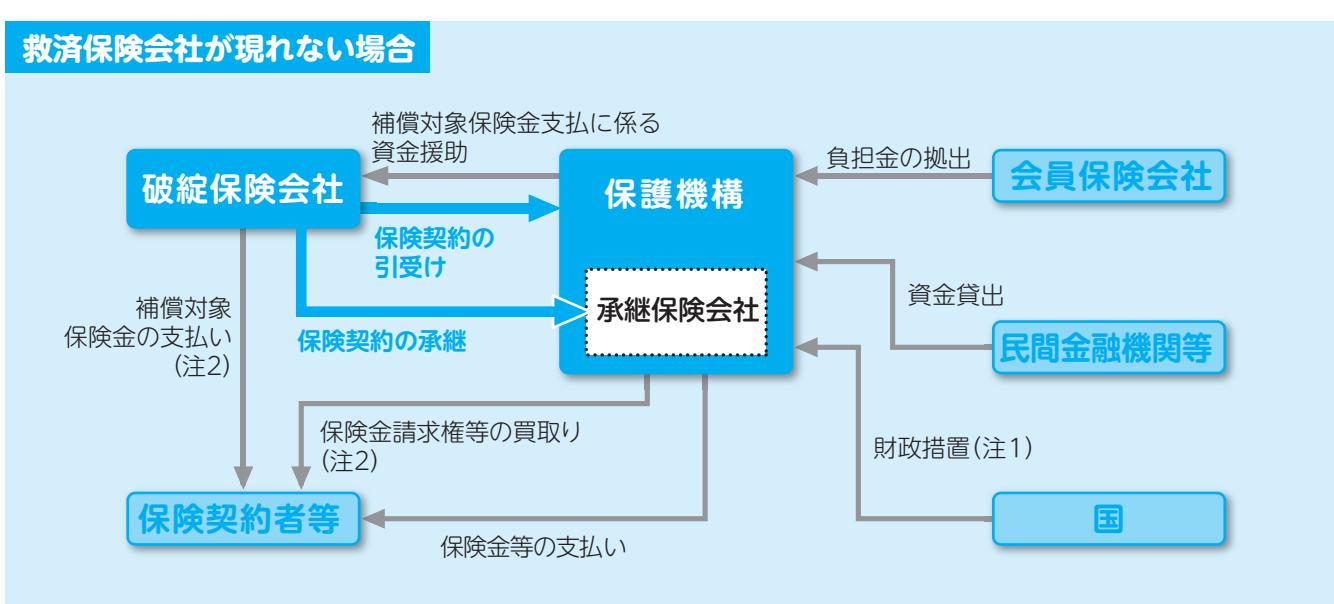
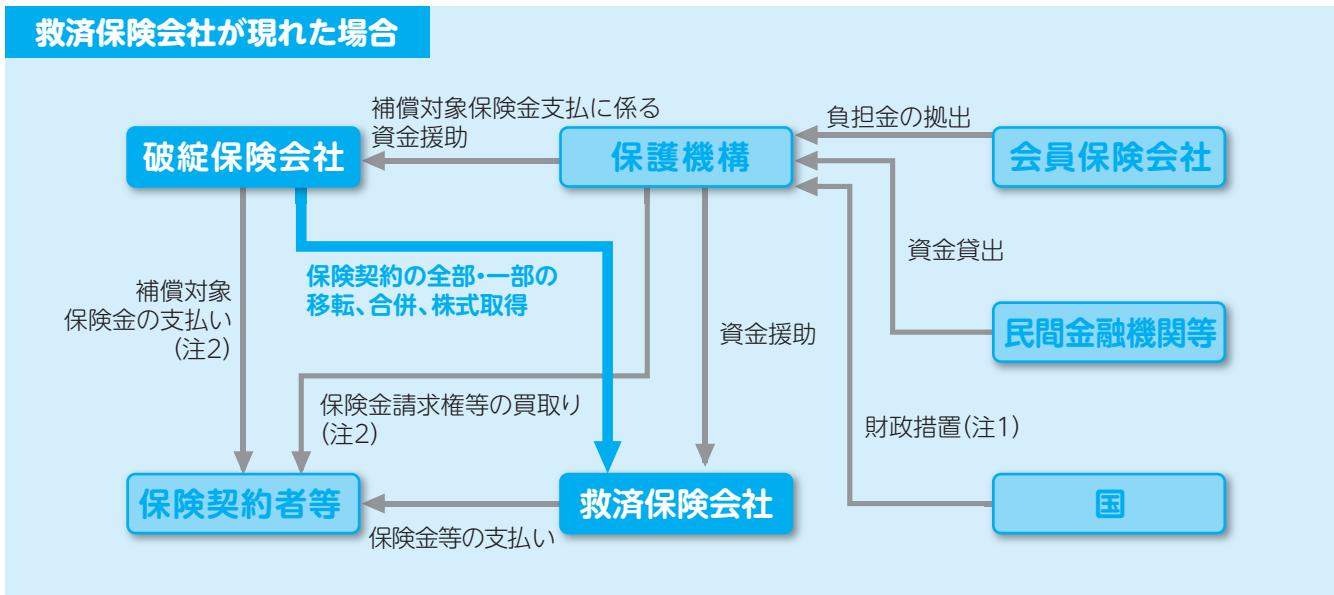
(注2)一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

※3責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払いに備え、保険料や運用収益などを財源として積み立てている準備金等をいいます。

※4個人変額年金保険に付されている年金原資保証額についても、その90%が補償されるものではありません。



▼仕組みの概略図



(注1)上記の「財政措置」は、2022年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。

(注2) 破綻処理中の保険事故にもとづく補償対象契約の保険金等の支払い、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買い取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。(高予定利率契約については、
19 ページ※2に記載の率となります。)

- 補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容は全て現在の法令にもとづいたものであり、今後、法令の改訂により変更される可能性があります。

- 生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関するお問合せ先

生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820
平日曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午 午後1時～午後5時

ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

2

保険の特徴と 仕組みについて

1 商品名称（主契約）

2 特徴

3 仕組み

4 付加できる特約

1

商品名称(主契約)

無解約返戻金型収入保障保険

2

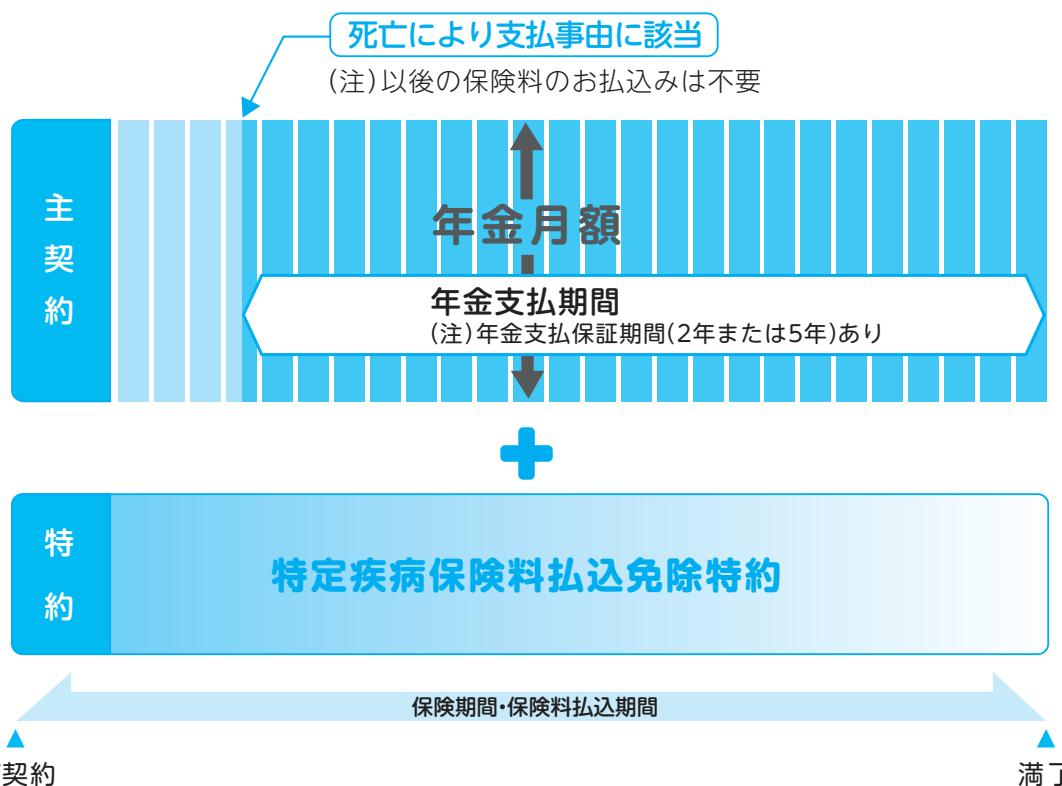
特徴



- 死亡されたときに、保険期間の満了日までの期間を年金支払期間として収入保障年金を毎月お支払いします。
- 年金のお支払いには年金のお支払いを保証する期間(年金支払保証期間)があり、2年(24回お支払い)または5年(60回お支払い)から選ぶことができます。
- 各種特約の付加や特則の適用により、保障内容を充実させたり保険料の割引を受けることができます。
- 特定疾病収入保障特則を適用したご契約において、特定の疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)による所定の事由に該当した場合には、以後の保険料のお払込みは不要となり、保険期間の満了日までの期間を年金支払期間として、特定疾病収入保障年金を毎月お支払いします。
※年金月額および年金支払保証期間は収入保障年金と同じです。
※特定疾病収入保障年金が支払われている間に被保険者(特定疾病収入保障年金受取人)が死亡された場合には、特定疾病収入保障年金の未支払分の現価を一時にお支払いし、ご契約は消滅します(収入保障年金のお支払いはありません)。
- 年金支払開始日以後、将来の年金のお支払いに代えて、年金の未支払分の現価の全部または一部についての一時支払もご請求いただけます。
- 解約返戻金はありません。

3

仕組み



※解約返戻金はありません。

【ご留意いただきたい事項】

- ・契約者配当金はありません。
- ・高度障害状態に該当した場合の保障はありません。
- ・契約者貸付制度のお取扱いはありません。
- ・当社が保険料をお立て替えしご契約を継続させる制度(保険料の自動貸付)のお取扱いはありません。
- ・ご契約が失効した場合、ご契約を復活するお取扱いはありません。
- ・特約および特則については、中途付加・中途適用のお取扱いはありません。
- ・年金支払保証期間の変更のお取扱いはありません。
- ・収入保障年金をお支払いする前に特定疾病収入保障年金をお支払いした場合には、収入保障年金のお支払いはありません。
- ・特定疾病収入保障特則が適用されている場合でも、収入保障年金をお支払いしたときは、特定疾病収入保障年金のお支払いはありません。
- ・特定疾病収入保障特則を適用する場合には、特定疾病保険料払込免除特約の付加のお取扱いはありません。

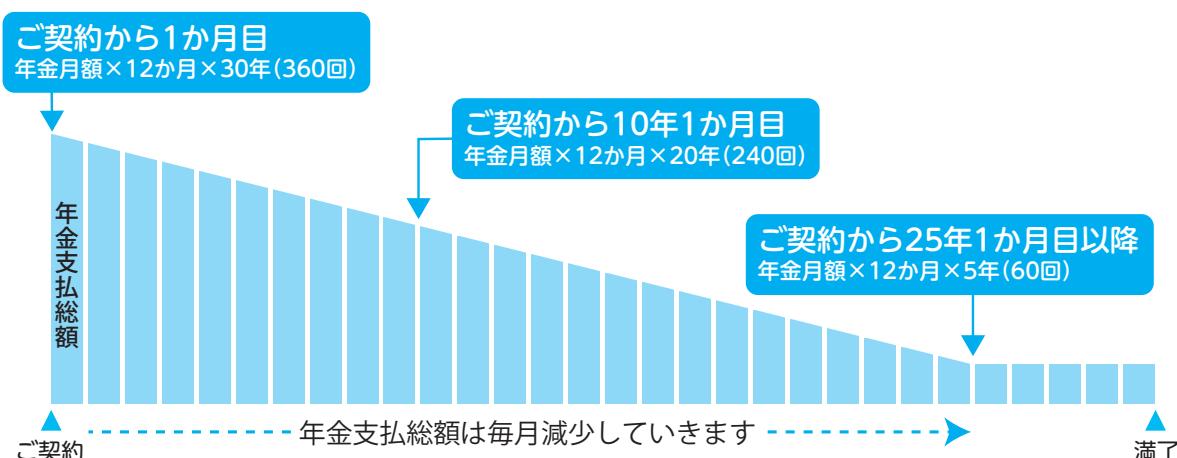
1 年金のお支払額について

●年金の支払事由に該当したときは、保険期間の満了日まで年金を毎月お支払いします。

このため、年金の支払総額は、支払事由に該当した時期等によって異なり、年金支払保証期間を除き、保険期間の経過とともに少なくなります。

1. 支払事由に該当した時期ごとの年金の支払総額のイメージ図

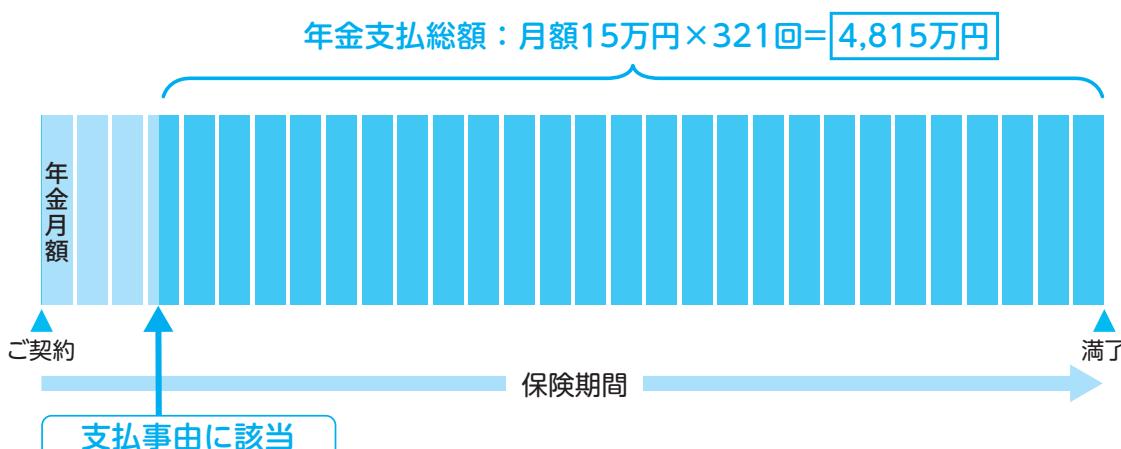
<ご契約例> 保険期間：30年、年金支払保証期間：5年



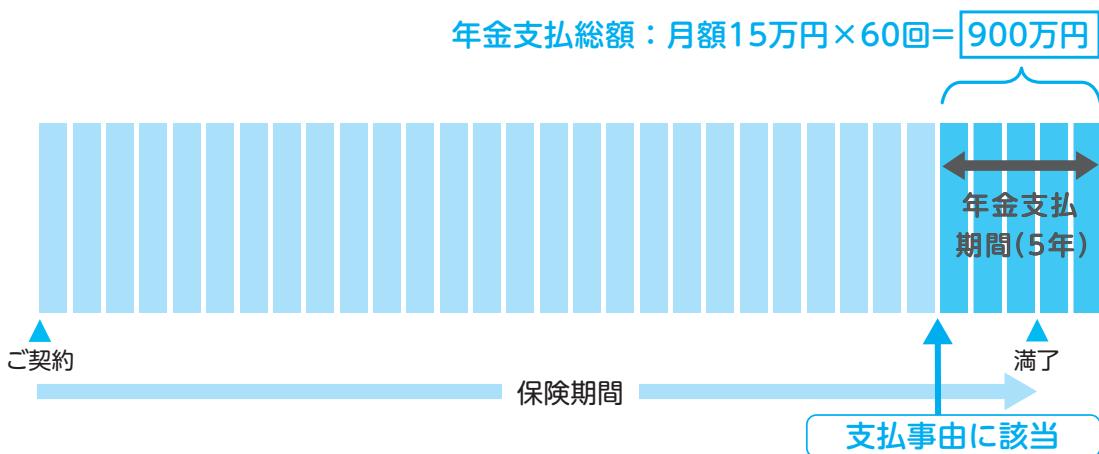
2. 支払事由に該当した場合の毎月の年金のお支払いのイメージ図

<ご契約例> 保険期間：30年、年金支払保証期間：5年、年金月額：15万円

【例1】ご契約後3年4か月目に支払事由に該当した場合



【例2】ご契約後27年1か月目に支払事由に該当した場合



(注) 支払事由該当日から保険期間の満了日までの期間が年金支払保証期間に満たない場合には、保険期間の満了日をこえて、年金支払保証期間分の年金のお支払いが保証されます。

2 年金の現価の一時支払について

- 年金の支払期間中に、年金の受取人からご請求があったときは、将来の年金のお支払いに代えて、年金の未支払分の現価を一時にお支払いします。この場合、ご契約は消滅します。
- また、年金の支払期間中に、年金の受取人からご請求があったときは、年金の一部に代えて、年金の未支払分の現価の一部を一時にお支払いします。この場合、将来の年金月額は減額されます（減額後の年金月額が当社所定の金額を下回るときには、お取り扱いできません。）
- 年金の支払事由が発生した後に、その年金支払期間中に年金の受取人が死亡したときは、年金の未支払分の現価を死亡した受取人の法定相続人に一時にお支払いします。この場合、ご契約は消滅します。

4 付加できる特約

1. 特定疾病保険料払込免除特約

- がん（悪性新生物）、急性心筋梗塞または脳卒中により所定の事由に該当したときに、以後の保険料（主契約および主契約に付加されている特約の保険料）のお払込みを免除します。
- 保険料払込の免除事由の発生時以後、年金額の減額など所定のご契約内容変更についてはお取扱いしません。
- 特定疾病収入保障特則を適用する場合には、この特約の付加のお取扱いはありません。
- この特約を付加した場合の主契約および主契約に付加されている特約には、所定の保険料率が適用され、ご契約の保険料はこの特約を付加しない場合よりも高くなります。

2. 健康体割引特約

- 被保険者の体格（BMI）、血圧値および血液中のGOT値が所定の基準に適合する場合、被保険者の喫煙状況に応じて、主契約および所定の特約に非喫煙者健康体保険料率または喫煙者健康体保険料率が適用され、ご契約の保険料はこの特約を付加しない場合よりも安くなります。
- この特約を付加する際、被保険者には、通常の告知や健康診断書等のご提出に加えて、過去1年以内の喫煙状況および健康状態について告知していただきます。
- 喫煙の有無の判断は、告知に加えて、所定の検査によって行います。
- 告知していただく内容について、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかつたり、事実でないことを告知されると、当社は告知義務違反としてこの特約を解除し、主契約の年金月額の削減などを行うことがあります。

適用する保険料率について

- 健康体割引特約を付加した本商品の保険料は、被保険者の喫煙状況、体格（BMI）、血圧値および血液中のGOT値に応じて、つぎのいずれかの保険料率を適用して計算します。

非喫煙者健康体保険料率

喫煙者健康体保険料率

<保険料率の適用>

体格（BMI）、血圧値、血液中のGOT値に関する所定の基準をすべて満たしている（①②③）

はい

喫煙状況に関する所定の基準を満たしている（④）

はい

いいえ

非喫煙者健康体保険料率

喫煙者健康体保険料率

標準体保険料率^(注)

でお申込み可能

でお申込み可能

でお申込み可能

健康体割引特約を付加

(注)本商品において健康体割引特約を付加しない場合の保険料率のことをいいます。

- 保険料率の適用基準はつぎのとおりです。

項目	基準
① 体格（BMI）	BMI（ボディ・マス・インデックス）の値が18以上27未満であること ＊BMI=体重(kg)÷{身長(m)} ²
② 血圧値	最高血圧値が140mmHg未満（ご契約時の年齢が50歳以上の場合は150mmHg未満）かつ最低血圧値が90mmHg未満（ご契約時の年齢が50歳以上の場合は100mmHg未満）であること
③ 血液中のGOT値 (ご契約時の年齢が 40歳以上の場合のみ)	GOT値が30 U/L以下であること
④ 喫煙状況	過去1年以内に喫煙していないこと



ご注意

■健康体割引特約における「健康体」とは、本商品における当社の呼称であり、「健康体」の基準に該当しない方が健康ではないということではありません。

memo

3

ご契約後について

- 1 第2回以降の保険料のお払込みについて**
- 2 保険料の払込猶予期間とご契約の失効について**
- 3 年金お支払時等に未払込保険料がある場合について**
- 4 保険料のお払込みが困難になられた場合について**
- 5 収入保障年金受取人の変更について**
- 6 収入保障年金受取人が死亡された場合について**
- 7 被保険者による解除請求について**
- 8 保険料のお払込みが不要となった場合のお取扱いについて**
- 9 各種変更の手続きについて**
- 10 保障内容の見直しについて**
- 11 ご契約の解約と解約返戻金について**
- 12 生命保険と税金について**

1 口座振替によるお払込みの場合

- 当社および当社が委託している収納代行会社が提携している金融機関等で、保険契約者指定の預金口座から27日に振り替えられます。なお、27日が金融機関等の休業日にあたる場合はそのつぎの営業日が振替日となります。

- 27日に預金口座から振替えができなかった場合は、つぎのとおり取り扱います。

月払契約：翌月の27日に2か月分または3か月分の保険料の口座振替を行います。

(注)2か月分または3か月分の保険料の口座振替ができなかった場合は、口座振替が可能な月数分の保険料の口座振替を行います。

年払契約：翌月の27日に再度保険料の口座振替を行います。

(注)翌月の27日にも保険料の口座振替ができなかった場合は、翌々月の27日に再度保険料の口座振替を行います。

2 クレジットカードによるお払込みの場合

- 当社の指定するクレジットカード発行会社のクレジットカードによりつぎのとおりカード決済がされます。

決済日	カード会社からのご契約者への口座振替請求
毎月13日	カード会社の会員規約によります。

- カード決済ができなかった場合には、別のクレジットカードでお払い込みいただくかまたは口座振替による払込方法に変更してください。
- クレジットカードの会員番号または有効期限が変更された場合には、当社コンタクトセンターまでご連絡ください。お手続き等についてご案内いたします。なお、保険契約者からのご連絡の前に、カード会社から当社へ変更内容が通知された場合は、通知された内容にて以後の保険料をお払い込みいただくこととなりますので、あらかじめご了承ください。

3 保険料領収証について

領収証の発行は省略させていただきます。

2 保険料の払込猶予期間とご契約の失効について

保険料のお払込みには猶予期間がありますが、猶予期間中にお払込みがないご契約は効力を失います。

▼ 猶予期間はつぎのとおりです。

払込期月^(*)の翌月初日から翌々月の末日まで

※払込期月とは、契約応当日の属する月の初日から末日まで(契約日に関する特則が適用されているご契約の第2回保険料については、契約応当日の属する月の初日から翌月の末日まで)のことをいいます。

3 年金お支払時等に未払込保険料がある場合について

- 年金の支払事由が生じた場合に未払込保険料があるときは、未払込保険料を差し引いた金額をお支払いします。
- 保険料払込の免除事由が生じた場合に未払込保険料があるときは、未払込保険料をお払い込みいただきます。

4 保険料のお払込みが困難になられた場合について

保障金額は少なくなりますが、年金月額を当社の定める範囲内で減額することにより、保険料の払込額を少なくしてご契約を継続することができます。具体的なお手続きにつきましては、当社コンタクトセンターにご相談ください。

5 収入保障年金受取人の変更について

つぎの場合には、収入保障年金受取人を変更することができます。

1. 当社への通知により変更する場合

- ①保険契約者は被保険者が死亡するまでは、被保険者の同意を得て、収入保障年金受取人を変更することができます。
- ②収入保障年金受取人を変更される場合には、保険契約者が当社へご通知ください。通知が当社に到達した場合には、収入保障年金受取人はその通知が発信された時にさかのばって変更されます。

2. 遺言により変更する場合

- ①保険契約者は被保険者が死亡するまでは、法律上有効な遺言により、収入保障年金受取人を変更することができます。
 - ②収入保障年金受取人を変更される場合には、保険契約者が亡くなられた後、保険契約者の相続人が当社へご通知ください。なお、被保険者の同意がなければ、受取人変更の効力は生じません。
- (注)当社がその通知を受ける前に変更前の収入保障年金受取人に収入保障年金をお支払いしたときは、そのお支払後に変更後の収入保障年金受取人から請求を受けても、当社は収入保障年金をお支払いしません。

6 収入保障年金受取人が死亡された場合について

新しい収入保障年金受取人に変更する手続きをしていただきますので、すみやかに当社にご連絡ください。

収入保障年金受取人が死亡された時以後、収入保障年金受取人の変更手続きがとられていない間に収入保障年金の支払事由が生じたときは、収入保障年金受取人の死亡時の法定相続人に収入保障年金の未支払分の現価を一時にお支払いし、ご契約は消滅します。

(注)収入保障年金の支払事由が生じた後に収入保障年金受取人が死亡されたときも、収入保障年金受取人の死亡時の法定相続人に収入保障年金の未支払分の現価を一時にお支払いし、ご契約は消滅します。

7 被保険者による解除請求について

保険契約者と被保険者が異なるご契約の場合、つぎの①から④までの事由に該当するときは、被保険者は保険契約者に対し、ご契約の解除を請求することができます。この場合、被保険者から解除の請求を受けた保険契約者は、ご契約の解約を行う必要があります。

- ①保険契約者または年金などの受取人が当社に保険給付を行わせることを目的として年金などのお支払事由を発生させた、または発生させようとした場合。
- ②年金などの受取人がご契約にもとづく保険給付の請求について詐欺を行った、または行おうとした場合。
- ③上記①②のほか、被保険者の保険契約者または年金などの受取人に対する信頼を損ない、ご契約の存続を困難とする重大な事由がある場合。
- ④保険契約者と被保険者の間の親族関係の終了その他の事情により、被保険者がご契約のお申込みの同意をするにあたって基礎とした事情が著しく変化した場合。

8

保険料のお払込みが不要となった場合のお取扱いについて

保険料の払込方法が年払のご契約の場合、保険料をお払い込みいただいた後に、ご契約の消滅等（ご契約または付加されている特約の消滅、減額を含みます。）または年金の支払事由もしくは保険料払込の免除事由に該当したことにより、保険料のお払込みが不要となつたときは、つぎの額をお支払いします。

すでに払い込まれた保険料^(注1)のうち、保険料のお払込みが不要となった日の翌日以後最初に到来する月ごとの応当日からその月ごとの応当日の属する保険料期間^(注2)の末日までの月数に対応する保険料相当額（未経過保険料）

（注1）年金月額の減額など保険料の一部のお払込みを要しなくなった場合は、そのお払込みを要しなくなった部分に限ります。

（注2）保険料期間とは、毎年の契約応当日から翌年の契約応当日の前日までの期間のことをいいます。

※保険料のお払込みが不要となった日の直前の月ごとの応当日以後に年金の支払事由および保険料払込の免除事由が生じていないときは、保険料のお払込みが不要となった日の直前の月ごとの応当日からその月ごとの応当日の属する保険料期間の末日までの月数に対応する保険料相当額となります。

【年払契約】□座振替のご契約の場合

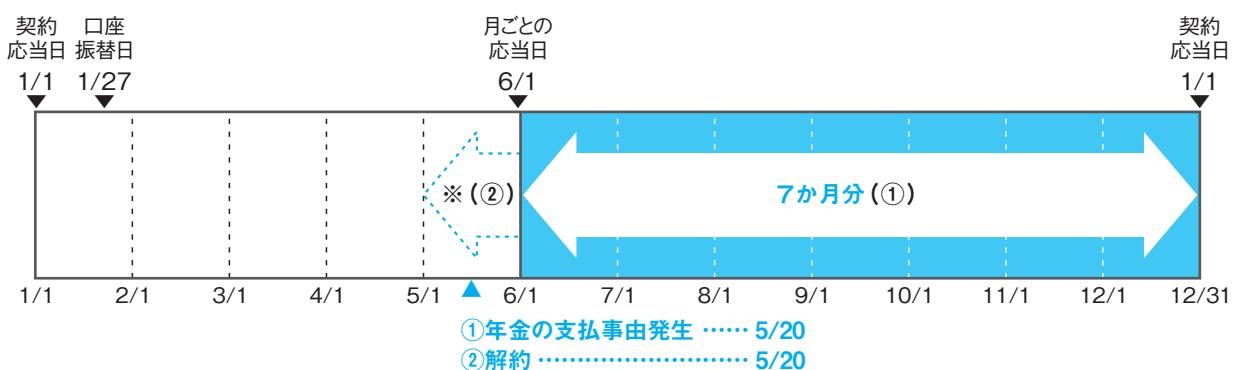
<ご契約例> 契約応当日：1月1日　月ごとの応当日：毎月1日

①1月27日に年払保険料を払い込んだ後、5月20日に死亡により年金の支払事由が発生した場合

保険料のお払込みを要しなくなったのは被保険者が死亡した5月20日であり、その翌日以後最初に到来する月ごとの応当日は6月1日となります。したがって、6月1日から12月31日までの7か月分に対応する保険料相当額をお支払いします。

②1月27日に年払保険料を払い込んだ後、年金の支払事由および保険料払込の免除事由が生じることがないまま5月20日にご契約を解約した場合

保険料のお払込みを要しなくなったのは5月20日ですが、その直前の月ごとの応当日は5月1日となります。したがって、5月1日から12月31日までの8か月分に対応する保険料相当額をお支払いします。



※月払契約の場合で、保険料のお払込みが不要となった日の直前の月ごとの応当日以後に年金の支払事由および保険料払込の免除事由が生じていないときは、保険料のお払込みが不要となった日の直前の月ごとの応当日からの1か月分の保険料を払い戻します。

9

各種変更の手続きについて



各種変更手続きについてご案内いたします。(2017年12月現在)

当社コンタクトセンターへ保険契約者ご本人からお電話いただくとお手続きがスピーディです。

※お電話をお受けした際には、ご本人さま確認をさせていただいております。

お手続きに際して

証券番号が必要となりますので、「保険証券」で事前にお調べください。

1 引越し



お電話



会社所定の請求書

ご要望	必要となるお手続き	受付窓口
住所・電話番号の変更をしたい	住所変更 ^(注)	
保険料振替口座を変更したい	保険料収納方法変更	

(注) 保険契約者ご本人または2親等内の親族の方からのお電話でお手続きが完了します。

2 改姓(結婚・離婚)

ご要望	必要となるお手続き	受付窓口
転居に伴い住所・電話番号の変更をしたい	住所変更 ^(注)	
改姓手続きをしたい	名義変更(改姓)	
保険契約者を変更したい	名義変更(契約者変更)	
受取人を変更したい	名義変更 (収入保障年金受取人変更・指定代理請求人変更)	
保険料振替口座を変更したい	保険料収納方法変更	
保険料払込クレジットカードを変更したい	保険料収納方法変更	

(注) 保険契約者ご本人または2親等内の親族の方からのお電話でお手続きが完了します。

3 転職・退職

ご要望	必要となるお手続き	受付窓口
保険料振替口座を変更したい	保険料収納方法変更	
保険契約者を変更したい	名義変更(契約者変更)	

4 海外への転居

ご要望	必要となるお手続き	受付窓口
海外へ転居する手続きをしたい	住所変更 ^(注)	

(注) 保険契約者ご本人または2親等内の親族の方からのお電話でお手続きが完了します。

5 保険契約者・受取人の死亡

ご要望	必要となるお手続き	受付窓口
保険契約者を変更したい	名義変更(契約者変更)	 
受取人を変更したい	名義変更 (収入保障年金受取人変更・指定代理請求人変更)	 

6 保険料の払込方法を変更したい



ご要望	必要となるお手続き	受付窓口
保険料振替口座を変更したい	保険料収納方法変更	 
保険料払込クレジットカードを変更したい	保険料収納方法変更	 
口座振替扱をクレジットカード扱にしたい クレジットカード扱を口座振替扱にしたい	保険料収納方法変更	 
月払を年払に変更したい 年払を月払に変更したい	保険料払込方法変更 ^{(注1)(注2)}	 

(注1) 保険契約者ご本人からのお電話でお手続きが完了します。

(注2) 月払から年払への変更は年単位の契約応当日のみのお取扱いです。

7 収入保障年金受取人を変更したい

ご要望	必要となるお手続き	受付窓口
収入保障年金受取人を変更したい	名義変更 (収入保障年金受取人変更・指定代理請求人変更)	 

8 保険証券を再発行してほしい

ご要望	必要となるお手続き	受付窓口
保険証券を再発行してほしい	保険証券再発行 ^(注)	 

(注) 保険契約者ご本人からのお電話でお手続きが完了します。

9 保障内容を見直したい

詳しくは [34 ページ](#)の「保障内容の見直しについて」をご覧ください。

ご要望	必要となるお手続き	受付窓口
主契約の年金月額を減額したい	保障内容変更	 
特約を解約したい	保障内容変更	 

10 契約をやめたい(解約)

ご要望	必要となるお手続き	受付窓口
解約したい	解約 ^(注)	 

(注) 保険契約者ご本人からのお電話でお手続きが完了します。

10 保障内容の見直しについて



ご契約後に主契約の年金月額を減額することができます。また特約についても解約することができます。

●減額する場合は、減額後の年金月額は、当社の定める最低引受金額を下回ることはできません。

●減額分は解約したものとして取り扱います。

(注)特定疾病保険料払込免除特約が付加されているご契約については、保険料のお払込みが免除された後の減額はお取り扱いできません。

11 ご契約の解約と解約返戻金について



ご契約を解約されても、解約返戻金はありません。

この保険は、解約されても解約返戻金はありません。

※年払契約の場合には、いまだ到来していない契約期間分の保険料（未経過保険料）相当額などをお支払いできる場合があります。また、月払契約の場合でも、直前の月ごとの応当日からの1か月分の保険料を払い戻しできる場合があります。詳しくは**31**ページをご覧ください。

<債権者等によりご契約が解約される場合のお取扱いについて>

差押債権者、破産管財人等（以下「債権者等」といいます。）によるご契約の解約は、解約の通知が当社に到着した時から1か月を経過した日に効力を生じます。ただし、つぎの条件をいずれも満たす年金の受取人が、保険契約者の同意を得て、解約の効力が生じるまでの間に、解約の通知が当社に到着した日に解約の効力が生じたとすれば当社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ、当社にその旨を通知したときは、解約の効力は生じません。

- ・保険契約者の親族、被保険者の親族または被保険者ご本人であること
- ・保険契約者でないこと

12 生命保険と税金について



税務の取扱い等については、**2017年12月現在の税制・関係法令等にもとづき記載しております。**個別の税務の取扱い等については、所轄の税務署等にご確認ください。

※法令の改正により取扱内容が変更される場合があります。

1. 生命保険料控除

生命保険料控除枠には「一般生命保険料控除」「介護医療保険料控除」および「個人年金保険料控除」があります。控除される金額は、所得税についてそれぞれの控除枠で最高40,000円（合計で最高120,000円）、住民税についてそれぞれの控除枠で最高28,000円（合計で最高70,000円）となります。

本商品についてお払い込みいただいた保険料は「一般生命保険料控除」の適用を受けることができます。
適用によりつぎの表の金額が、所得税・住民税の課税対象額から控除されます。

- 控除の対象となるご契約：年金等の受取人が保険契約者（保険料負担者）またはその配偶者もしくはその他の親族となっているご契約
- 控除の対象となる保険料：1年間（1月1日から12月31日まで）にお払い込みいただいた保険料

▼ 所得税の生命保険料控除

年間の正味払込保険料	控除される金額
20,000円以下のとき	全額
20,000円をこえ40,000円以下のとき	(正味払込保険料×1/2)+10,000円
40,000円をこえ80,000円以下のとき	(正味払込保険料×1/4)+20,000円
80,000円をこえるとき	一律40,000円

▼ 住民税の生命保険料控除

年間の正味払込保険料	控除される金額
12,000円以下のとき	全額
12,000円をこえ32,000円以下のとき	(正味払込保険料×1/2)+6,000円
32,000円をこえ56,000円以下のとき	(正味払込保険料×1/4)+14,000円
56,000円をこえるとき	一律28,000円

〈控除の手続き〉

生命保険料控除をお受けになるには申告が必要です。当社より「生命保険料控除証明書」を発行しますので、年末調整または確定申告の際、所定の申告書に添付して控除をお受けください。

2. 収入保障年金の税法上の取扱い

- 保険契約者(保険料負担者)、被保険者および収入保障年金受取人の関係によって、つぎのとおり収入保障年金に対する税金が異なりますのでご注意ください。

収入保障年金	ご契約形態	ご契約例	税法上の取扱い		
			一時金として受け取る場合	年金として受け取る場合	
				死亡時	毎年の年金受取時
	保険契約者と被保険者が同一人の場合	保険契約者 被保険者 受取人	夫 妻 夫	相続税	相続税 (年金の評価額に対して課税)
	保険契約者と受取人が同一人の場合	保険契約者 被保険者 受取人	夫 妻 夫	所得税 (一時所得) ・ 住民税	—
	保険契約者、被保険者、受取人がそれぞれ異なる場合	保険契約者 被保険者 受取人	夫 妻 子	贈与税	贈与税 (年金の評価額に対して課税)

3. 特定疾病収入保障年金の税法上の取扱い

- 特定疾病収入保障年金は、受取人が被保険者、その配偶者もしくはその直系血族または生計を一にするその他の親族である場合、全額非課税となります。

memo

4

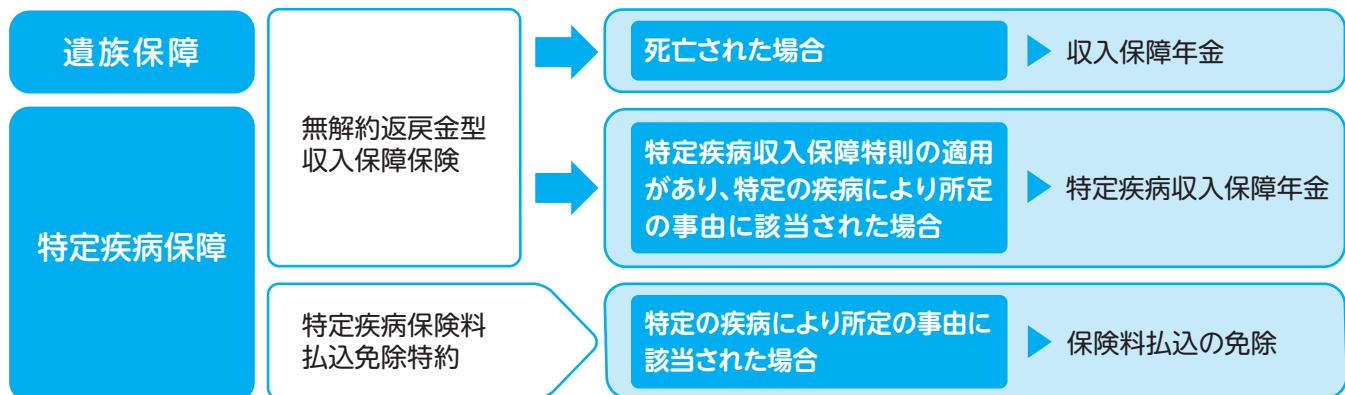
年金の お支払いなどについて

- 1 年金等をご請求いただける場合について
- 2 年金等のご請求について
- 3 年金のお支払いなどができる場合
- 4 年金をお支払いできる場合、できない場合（事例1～4）



ご契約の内容に応じ、以下のような場合に年金等をご請求いただけます。

なお、お支払いできる場合・お支払いできない場合の詳細や具体例については、44ページの「年金をお支払いできる場合、できない場合(事例1~4)」をご覧ください。



▼ 年金のお支払いなどについて^(注)

名 称	年金をお支払いする場合		お支払金額	受取人
収入保障年金	被保険者が保険期間中に死亡されたとき			収入保障年金受取人
特定疾病収入保障年金	<p>がん(悪性新生物)</p> <p>被保険者が責任開始期以後、保険期間中に初めて(責任開始期前の期間を通じて初めてとします。)がん(※1)と医師により病理組織学的所見(生検)によって診断確定(病理組織学的所見が得られないときは、他の所見による診断確定も認めることができます。)されたとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・がんについては、上皮内がん(非浸潤がん、大腸の粘膜内がんを含みます。)、および皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんを除きます。 ・責任開始日からその日を含めて90日以内にがんと診断確定されても、特定疾病収入保障年金はお支払いしません。この場合、90日経過後にがんと診断確定された場合でも、責任開始日から90日以内に診断確定されたがんの再発・転移等と認められるときは、特定疾病収入保障年金はお支払いしません。 <p>急性心筋梗塞</p> <p>被保険者が責任開始期以後の疾病を原因として、保険期間中に急性心筋梗塞(※2)(再発性心筋梗塞を含みます。狭心症などは含まれません。)を発病し、つぎのいずれかに該当したとき。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)その急性心筋梗塞の初診日からその日を含めて30日以上、労働の制限を必要とする状態(軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態)が継続したと医師によって診断されたとき (2)その急性心筋梗塞の治療を直接の目的として、病院または診療所(※3)において手術(公的医療保険制度における医科診療報酬点数表において手術料の算定対象となる手術)を受けられたとき <p>脳卒中</p> <p>被保険者が責任開始期以後の疾病を原因として、保険期間中に脳卒中(※2)を発病し、つぎのいずれかに該当したとき。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)その脳卒中の初診日からその日を含めて30日以上、言語障害、運動失調、麻痺などの他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき (2)その脳卒中の治療を直接の目的として、病院または診療所(※3)において手術(公的医療保険制度における医科診療報酬点数表において手術料の算定対象となる手術)を受けられたとき 	年金月額	被保険者	

(注)年金の支払事由に該当されたときに、第1回の年金をお支払いします。

年金支払期間中、第1回の年金の支払日の月単位の応当日に第2回以後の年金をお支払いします。

▼ 保険料払込の免除について

商品名	名称	保険料のお払込みを免除する場合		
特定疾病保険料 払込免除特約	保険料 払込の免除	がん (悪性 新生物)	被保険者が責任開始期以後、この特約の保険期間中に初めて（責任開始期前の期間を通じて初めてとします。）がん（※1）と医師により病理組織学的所見（生検）によって診断確定（病理組織学的所見が得られないときは、他の所見による診断確定も認めることができます。）されたとき。 ・がんについては、上皮内がん（非浸潤がん、大腸の粘膜内がんを含みます。）、および皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんを除きます。 ・責任開始日からその日を含めて90日以内にがんと診断確定されても、保険料のお払込みは免除しません。この場合、90日経過後にがんと診断確定された場合でも、責任開始日から90日以内に診断確定されたがんの再発・転移等と認められるときは、保険料のお払込みは免除しません。	
		急性心筋梗塞	被保険者が責任開始期以後の疾病を原因として、この特約の保険期間中に急性心筋梗塞（※2）（再発性心筋梗塞を含みます。狭心症などは含まれません。）を発病し、つぎのいずれかに該当したとき。 (1)その急性心筋梗塞の初診日からその日を含めて30日以上、労働の制限を必要とする状態（軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態）が継続したと医師によって診断されたとき (2)その急性心筋梗塞の治療を直接の目的として、病院または診療所（※3）において手術（公的医療保険制度における医科診療報酬点数表において手術料の算定対象となる手術）を受けられたとき	
		脳卒中	被保険者が責任開始期以後の疾病を原因として、この特約の保険期間中に脳卒中（※2）を発病し、つぎのいずれかに該当したとき。 (1)その脳卒中の初診日からその日を含めて30日以上、言語障害、運動失調、麻痺などの他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき (2)その脳卒中の治療を直接の目的として、病院または診療所（※3）において手術（公的医療保険制度における医科診療報酬点数表において手術料の算定対象となる手術）を受けられたとき	



ご注意

- 責任開始期とは、保障が開始される時期のことをいい、その責任開始期の属する日のことを責任開始日といいます。
- がん（悪性新生物）、急性心筋梗塞、脳卒中については、無解約返戻金型収入保障保険普通保険約款 別表3(69ページ)をご参照ください。
- 責任開始期前にすでに発病していた疾病を原因として、急性心筋梗塞または脳卒中を発病し、特定疾病収入保障年金のお支払事由または保険料払込の免除事由に該当した場合でも、当社が、ご契約の締結の際に、告知などにより知っていたその疾病に関する事実を用いて承諾したときは、責任開始期以後に発病した疾病により、特定疾病収入保障年金のお支払事由または保険料払込の免除事由に該当したものとみなして取り扱います。
- 保険契約者が法人で、かつ、収入保障年金受取人が保険契約者である場合には、特定疾病収入保障年金の受取人は保険契約者となります。
- 当社は、特定疾病収入保障年金のお支払事由および保険料払込の免除事由に関する規定にかかる法令などの改正または医療技術の変化があり、その改正または変化が特定疾病収入保障年金のお支払事由および保険料払込の免除事由に関する規定に影響を及ぼすと認めたときは、主務官庁の認可を得て、特定疾病収入保障年金のお支払事由および保険料払込の免除事由に関する規定を法令などの改正または医療技術の変化に適した内容に変更することができます。この場合、変更日の2か月前までに保険契約者にその旨をお知らせします。
- 収入保障年金と特定疾病収入保障年金は重複してはお支払いしません。また、特定疾病収入保障年金のお支払事由に複数該当した場合でも特定疾病収入保障年金は重複してはお支払いしません。

- (※1) 責任開始期前にすでにがんと診断確定されていたときは、責任開始期以後に新たにがんと診断確定されても、特定疾病収入保障年金のお支払いおよび保険料払込の免除はできません。
- (※2) 急性心筋梗塞、脳卒中については、発病のみでは特定疾病収入保障年金のお支払事由および保険料払込の免除事由には該当しないため、特定疾病収入保障年金のお支払いおよび保険料払込の免除はできません。
- (※3) 「病院または診療所」とは、医療法に定める日本国内にある病院もしくは患者を収容する施設を有する診療所またはこれと同等の日本国外にある医療施設をいいます。



年金の適切なお支払い等には、お客さまからのご連絡が重要な情報となります。年金の支払事由等が生じた場合はもちろんのこと、お支払い等の可能性があると思われる場合や、ご不明な点がある場合についても、下記の当社コンタクトセンターまでご連絡ください。

1

コンタクトセンターへご連絡ください。

0120-226-201

受付時間：9:00～19:00(土曜日は17:00まで) 日・祝日を除く

お電話で確認させていただくこと

被保険者が亡くなられた場合

- 証券番号
- 亡くなる原因となった病気や事故(事故発生日)
- 亡くなられた日
- 収入保障年金受取人の氏名および連絡先 等

被保険者が特定の疾病になられた場合

- 証券番号
- 原因となった病気
- 正式な手術名と手術日 等

➡速やかに「請求手続のご案内」「請求書類一式」を受取人さま(保険料払込の免除の場合は保険契約者)あてにご郵送します。

2

ご請求に必要な書類をご提出ください。

ご案内した必要書類をご準備いただき、
当社あてにご返送ください。

3

ご請求内容を確認させていただきます。

当社に書類が到着次第、ご契約の保険約款にしたがい、
内容を確認させていただきます。

4

年金をお支払いします。

ご契約の保険約款にしたがい、年金をお支払いします。

(保険料払込の免除のご請求の場合には、以後の保険料のお払込みを免除します。)

➡お支払内容の明細を受取人さまあてにご郵送しますので、ご指定口座への
入金をご確認ください。

※ご請求の内容により、年金をお支払いできない場合や保険料のお払込みを免除できない場合もありますが、
その場合は、お取扱いが決定次第、速やかに通知させていただきます。なお、年金をお支払いできない場合
等の事例については、42～47ページをご覧ください。

必要書類

- ご請求の内容に応じ、お客さまそれぞれのご事情に合わせて、必要書類一式をご郵送させていただきます。
- お客さまにご記入いただく「年金等請求書」と医療機関に証明いただく診断書が主な書類となります。
- その他、ご請求の内容により必要書類は異なりますので、ご不明な点は、左記の当社コンタクトセンターまでお問い合わせください。

ご請求にかかる費用

- ご提出いただく書類のうち、医療機関発行の診断書や、「戸籍抄本(謄本)」・「印鑑証明書」などの公的書類の取付けにかかる費用は、お客さまのご負担になりますので、あらかじめご了承ください。
- なお、ケースによっては、必要書類の簡易取扱ができる場合もございますので、ご請求お申出時にご相談ください。

指定代理請求制度



- 被保険者ご本人が疾病により特定疾病収入保障年金の請求の意思表示ができない等、被保険者が特定疾病収入保障年金や保険料払込の免除(保険契約者と被保険者が同一人の場合)を請求できない特別な事情がある場合は、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定いただいた指定代理請求人*よりご請求いただくことができます。

*「指定代理請求人」は、請求時においてつぎのいずれかの要件を満たしている必要があります。

- ①被保険者の戸籍上の配偶者
 - ②被保険者の直系血族
 - ③被保険者の3親等内の親族
 - ④被保険者と同居または生計を一にしている方で、当社が認めた方
 - ⑤被保険者の財産管理を行っている方で、当社が認めた方
 - ⑥その他 ④および ⑤の方と同等の関係にある方で、当社が認めた方
- (注1)あらかじめ指定された指定代理請求人が離婚などにより上記の範囲外となったときは指定代理請求人の権利を喪失します。この場合には、当社にご連絡いただき、その際にお送りする書類にもとづき新しい指定代理請求人に変更する手続きをしてください。
- (注2)指定代理請求人のご請求により特定疾病収入保障年金のお支払いや保険料払込の免除をした場合、被保険者にはその旨をご連絡しません。特定疾病収入保障年金のお支払いや保険料払込の免除後に保険契約者または被保険者からお問合せがあった場合には、その状況について、事実にもとづいて回答せざるを得ませんのでご承知おき願います。
- (注3)特定疾病収入保障年金や保険料払込の免除を請求できる指定代理請求人がいない場合には、つぎのいずれかの要件を満たす収入保障年金受取人*が代理人として特定疾病収入保障年金や保険料払込の免除をご請求いただくことができます。
- ①被保険者の戸籍上の配偶者
 - ②被保険者の直系血族
 - ③被保険者の3親等内の親族
- *収入保障年金受取人の死亡により収入保障年金受取人となった方を除きます。

事実の確認

- 治療の経過・内容、事故状況などについて、医療機関等へ確認する場合があります。
- その場合、お支払いや保険料払込の免除ができるか否かの判断および内容の決定までに、確認先の事情により異なりますが、1か月程度お時間をいただくことがあります。確認の実施にあたりましては、当社から改めて通知させていただきます。

請求書類のご整備

- 万一、ご提出いただいた書類に不足やご記入漏れ等がある場合には、書類の整備をお願いいたします。

お支払いまでにかかる期間

- 年金等の支払金は、請求に必要な不備のない書類が当社に着いた日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、お支払いします。
 - ただし、事実の確認等が必要なときは、請求に必要な不備のない書類が当社に着いた日の翌日からその日を含めて60日以内にお支払いします。
 - また、事実の確認等を行うための特別な照会や調査が必要なときは、請求に必要な不備のない書類が当社に着いた日の翌日からその日を含めて180日以内にお支払いします。
- *事実の確認等に際し、保険契約者・被保険者・年金の受取人が正当な理由なくその確認等を妨げ、または確認等に応じなかったときは、当社はこれにより確認等が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、事実の確認が終わるまで年金をお支払いしません。
- *保険料払込の免除についても、年金等のお支払いに準じたお取扱いとなります。

3 年金のお支払いなどができない場合



1 支払事由、保険料払込の免除事由に該当しない場合

- 年金は、約款に定める支払事由に該当しない場合にはお支払いできません。
- 約款に定める保険料払込の免除事由に該当しない場合には保険料のお払込みは免除しません。
- 特定疾病収入保障年金のお支払いや保険料払込の免除は、その原因となる疾病が責任開始期以後に生じたことが、その要件となっていますので、責任開始期より前にすでに発生していた疾病を原因とする場合には、特定疾病収入保障年金のお支払いや保険料払込の免除はできません。

2 告知義務違反による解除の場合

- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約が解除された場合には、年金のお支払いや保険料払込の免除はできません。ただし、年金の支払事由や保険料払込の免除事由の発生が解除の原因となった事実によらない場合には、年金をお支払いし、または保険料の払込みを免除します。

3 重大事由による解除の場合

- つぎのような重大な事由に該当しご契約が解除された場合には、重大な事由の発生時以後に生じた支払事由による年金のお支払いや、重大な事由の発生時以後に生じた保険料払込の免除事由による保険料払込の免除はできません。
 - 保険契約者、被保険者または年金の受取人が、年金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故を起こした場合(未遂を含みます。)
 - 保険契約者または被保険者がご契約の保険料を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故を起こした場合(未遂を含みます。)
 - 年金の請求に関し、受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合
 - 保険料払込の免除の請求に関し、保険契約者に詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合
 - 保険契約者、被保険者または年金の受取人が、反社会的勢力(※1)に該当すると認められた場合、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係(※2)を有していると認められた場合
(※1)暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力のことをいいます。
(※2)反社会的勢力に対して資金等を提供したまたは便宜を供与するなどの関与をしていると認められること、反社会的勢力を不当に利用していると認められること、保険契約者または年金の受取人が法人である場合に反社会的勢力がその法人の経営を支配またはその法人の経営に実質的に関与していると認められることをいいます。
 - このご契約に付加されている特約または他のご契約が重大事由によって解除されることにより、保険契約者、被保険者または年金の受取人に対する当社の信頼を損ない、このご契約を継続することを期待しない上記と同等の事由がある場合
 - 保険契約者、被保険者または年金の受取人に対する当社の信頼を損ない、このご契約の存続を困難とする上記と同等の重大な事由がある場合

4 詐欺による取消や不法取得目的による無効の場合

- ご契約に際して、保険契約者、被保険者または年金の受取人の詐欺が行われたものと認められるためにご契約が取消となった場合は、年金のお支払いや保険料払込の免除はできません。
- ご契約締結の状況、ご契約成立後の年金の請求の状況などから、保険契約者が年金を不法に取得する目的または他人に年金を不法に取得させる目的でご契約が締結されたものと認められるためにご契約が無効となつた場合は、年金はお支払いできません。
- 詐欺による取消や不法取得目的による無効の場合、すでにお払い込みいただいた保険料は払い戻しません。

5 ご契約の失効の場合

保険料のお払込みがなかったためにご契約が失効した後に、年金の支払事由または保険料払込の免除事由に該当された場合は、年金のお支払いおよび保険料払込の免除はできません。

6 つぎの免責事由に該当した場合

支払事由に該当する場合であっても、約款に定める免責事由（年金をお支払いできない場合）に該当する場合には、年金のお支払いはできません。具体的な免責事由はつぎのとおりです。

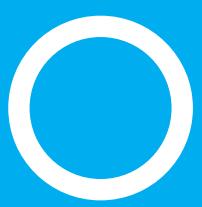
名 称	免責事由（年金のお支払いができない場合）
無解約返戻金型 収入保障保険	収入保障年金 <ul style="list-style-type: none"> ・責任開始期の属する日からその日を含めて3年以内の自殺 ・保険契約者または収入保障年金受取人の故意 ・戦争その他の変乱



ご契約の内容などにより、お取扱いが異なりますが、年金のお支払いに関する代表的な事例を掲載していますのでご確認ください。

事例
1

告知義務違反による解除



お支払い
できる場合

ご加入前の「慢性C型肝炎」でのご通院について、告知書で正しく告知いただかず、ご契約から1年後に「慢性C型肝炎」とは全く因果関係のない交通事故により死亡された場合

収入保障年金をお支払いします。

- ▶ 告知義務違反の対象となった事実とご請求事由との間に全く因果関係が認められない場合には、年金をお支払できます。



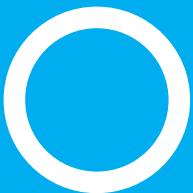
お支払い
できない場合

ご加入前の「慢性C型肝炎」でのご通院について、告知書で正しく告知いただかず、ご契約から1年後に「慢性C型肝炎」を原因とする「肝臓がん」により死亡された場合

収入保障年金はお支払いできません。

- ▶ 告知義務違反のためご契約は解除となり、年金はお支払いできません。

被保険者の自殺



お支払い
できる場合

ご加入から5年経過後に被保険者が自殺された場合

収入保障年金をお支払いします。



お支払い
できない場合

ご加入から1年経過後に被保険者が自殺された場合

収入保障年金はお支払いできません。

- ▶ 約款で収入保障年金をお支払いできない場合(免責事由)を定めており、ご契約の責任開始日からその日を含めて3年以内の自殺については、収入保障年金をお支払いできません。

事例
3

責任開始期前の発病 【特定疾病収入保障特則】



お支払い
できる場合

ご加入後に発病した「脳梗塞」により、約款に定められた特定疾
病収入保障年金の支払事由に該当した場合



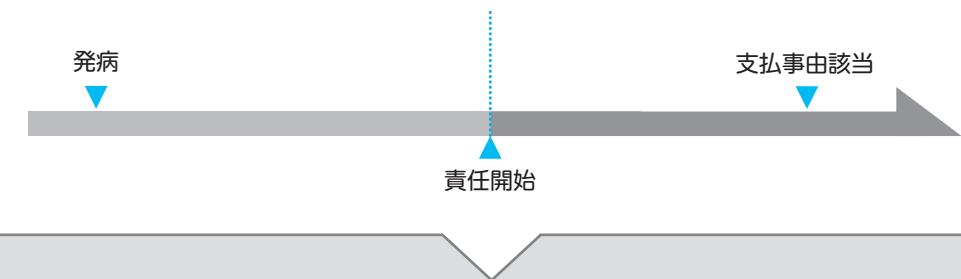
特定疾病収入保障年金をお支払いします。

- ▶ 責任開始期以後に発病した病気により、特定疾病収入保障年金の支払事由に該当したため、特定疾病収入保障年
金をお支払いできます。



お支払い
できない場合

ご加入前より治療を受けていた「脳梗塞」により、約款に定めら
れた特定疾病収入保障年金の支払事由に該当した場合



特定疾病収入保障年金はお支払いできません。

- ▶ 責任開始期よりも前に発病した疾病により、特定疾病収入保障年金の支払事由に該当した場合は、特定疾病収入
保障年金はお支払いできません。ただし、つぎのいずれかに該当するときは、責任開始期以後に発病した疾病を原因
として、急性心筋梗塞または脳卒中による所定の事由に該当したものとみなして特定疾病収入保障年金をお支払い
することができます。

- ・当社が、ご契約の締結の際に、告知などにより知っていたその疾病に関する事実を用いて承諾したとき。
- ・その疾病(医学上重要な関係にある疾病を含みます。)について、責任開始期前に、被保険者が医師の診療を受け
たことがなく、かつ健康診断等において異常の指摘(要経過観察の指摘を含みます。)を受けたことがないとき。た
だし、被保険者が自覚可能な身体の異常が存在した場合または保険契約者が認識可能な被保険者の身体の異常
が存在した場合を除きます。



ご注意

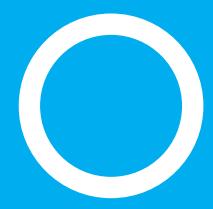
- 特定疾病収入保障年金は、原則として、ご契約の責任開始期以後に発病した疾病を原因とし
て支払事由に該当した場合にお支払い対象になるものと約款に定められています。

事例

4

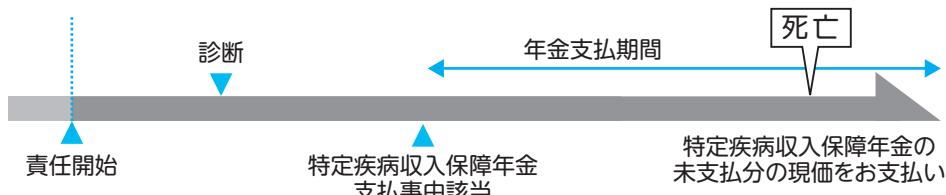
特定疾病収入保障年金

【特定疾病収入保障特則】



お支払い
できる場合

ご加入後に「急性心筋梗塞」と診断され、約款に定められた特定疾病収入保障年金の支払事由に該当した後に死亡された場合



特定疾病収入保障年金をお支払いします。

- ▶ 特定疾病収入保障年金のお支払いを開始しているため、死亡されても収入保障年金はお支払いできません。なお、被保険者(特定疾病収入保障年金の受取人)が死亡された場合には、特定疾病収入保障年金の未支払分の現価を被保険者の法定相続人へ一時にお支払いし、ご契約は消滅します。



お支払い
できない場合

ご加入後に「急性心筋梗塞」と診断されたが、約款に定められた特定疾病収入保障年金の支払事由に該当する前に死亡された場合



**特定疾病収入保障年金はお支払いできません。
(収入保障年金をお支払いします。)**

- ▶ 特定疾病収入保障特則が適用されている場合でも、収入保障年金をお支払いしたときは、特定疾病収入保障年金のお支払いはありません。
- ▶ 診断後、死亡される前に「急性心筋梗塞」の治療のための手術を受けられた場合には、特定疾病収入保障年金をお支払いします。

memo

約款

ご契約のとりきめを記載しています。

無解約返戻金型収入保障保険普通保険約款

特定疾病保険料払込免除特約

健康体割引特約

無解約返戻金型収入保障保険普通保険約款 目次

この保険の概要

1. 用語の意義

第1条 用語の意義

2. 年金の支払

第2条 年金の支払

第3条 年金の支払に関する補則

第4条 年金の現価の一時支払

第5条 年金の請求、支払時期および支払場所

3. 当会社の責任開始期

第6条 当会社の責任開始期

第7条 第1回保険料を口座振替により払い込む場合の取扱

第8条 第1回保険料をクレジットカードにより払い込む場合の取扱

4. 第2回以後の保険料の払込

第9条 保険料の払込方法（経路）

第10条 第2回以後の保険料の払込

5. 保険料払込の猶予期間および保険契約の失効

第11条 猶予期間および保険契約の失効

6. 保険契約の無効および取消

第12条 年金不法取得目的による無効

第13条 詐欺による取消

7. 告知義務および保険契約の解除

第14条 告知義務

第15条 告知義務違反による解除

第16条 保険契約を解除できない場合

第17条 重大事由による解除

8. 解約および解約返戻金

第18条 解約および解約返戻金

第19条 債権者等により保険契約が解約される場合の取扱

9. 年金月額の減額

第20条 年金月額の減額

10. 年金の受取人

第21条 年金支払期間における年金の受取人に
する取扱

第22条 当会社への通知による収入保障年金受
取人の変更

第23条 遺言による収入保障年金受取人の変更

11. 保険契約者

第24条 保険契約者の代表者

第25条 保険契約者の変更

第26条 保険契約者の住所の変更

12. 年齢の計算その他の取扱

第27条 年齢の計算

第28条 契約年齢または性別に誤りがあった場合の取扱

13. 契約者配当金

第29条 契約者配当金

14. 時効

第30条 時効

15. 被保険者の業務、転居および旅行

第31条 被保険者の業務、転居および旅行

16. 管轄裁判所

第32条 管轄裁判所

17. 契約内容の登録

第33条 契約内容の登録

18. 収入保障年金受取人を団体とする保険契約に関する特則

第34条 収入保障年金受取人を団体とする保険契約の請求書類に関する特則

19. 特別条件を付けた場合の特則

第35条 特別条件を付けた場合の特則

20. 責任開始期に関する特則

第36条 責任開始期に関する特則

21. 契約日に関する特則

第37条 契約日に関する特則

22. 特定疾病収入保障特則

第38条 特定疾病収入保障特則

23. 電磁的方法による保険契約の申込手続き等に関する特則

第39条 電磁的方法による保険契約の申込手続き等に関する特則

別表1 請求書類

別表2 感染症

別表3 悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中

別表4 病院または診療所

別表5 手術

別表6 公的医療保険制度

別表7 医科診療報酬点数表

無解約返戻金型収入保障保険普通保険約款

(この保険の概要)

この保険は、被保険者が死亡したときに収入保障年金を支払うことを主な内容とする収入保障保険です。

1. 用語の意義

第1条（用語の意義）

この普通保険約款において使用されるつぎの用語の意義は、それぞれつぎのとおりとします。

用語の意義	
責任開始期	保険契約の締結に際して、当会社の保険契約上の責任が開始される時をいいます。
契約応当日	毎月または毎年の契約日に対応する日をいい、毎月の契約日に対応する日を「月単位の契約応当日」、毎年の契約日に対応する日を「年単位の契約応当日」といいます。なお、契約日に対応する日のない月の場合は、その月の末日をいうものとします。
年金支払期間	年金が支払われるときに、その支払事由が生じた日から、保険期間の満了日の直前の年金の支払日（保険期間の満了日が年金の支払事由発生日の月単位の応当日のときは、保険期間の満了日）までの期間をいいます。なお、年金支払期間が満了したときは、この保険契約は消滅します。
年金支払保証期間	年金の支払を保証する期間のことをいい、保険契約締結の際、当会社の定める取扱範囲内で、保険契約者の申出によって定めた期間をいいます。
年金の未支払分の現価	年金支払期間中のこの保険契約が消滅した日または年金支払期間中の年金の現価の一時支払の請求日における年金の支払残存回数に応じて、当会社所定の方法により計算した金額をいいます。なお、「支払残存回数」とは、この保険契約が消滅した日または年金の現価の一時支払の請求日より後に支払われる年金の回数をいいます。

2. 年金の支払

第2条（年金の支払）

1. この保険契約において支払う年金はつぎのとおりです。

年金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支 払 額	受 取 人	支払事由に該当しても年金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）
収入保障年金	被保険者が保険期間中に死亡したとき	年 金 月 額	つきのいずれかにより左記の支払事由が生じたとき (1) 責任開始期の属する日からその日を含めて3年以内の自殺 (2) 保険契約者または収入保障年金受取人の故意 (3) 戦争その他の変乱

2. 年金の支払日については、つぎのとおりとします。

- (1) 第1回の年金
年金の支払事由が生じた日

- (2) 第2回以後の年金
第1回の年金の支払日の月単位の応当日

3. 年金支払期間が年金支払保証期間に満たない場合には、年金支払保証期間の年数に12を乗じた回数まで年金を支払います。この場合、年金支払期間は、第1条（用語の意義）に定める年金の支払の規定にかかわらず、支払事由が生じた日から最後の年金の支払日までとします。

4. 年金が支払われる場合には、その直後に到来する第10条（第2回以後の保険料の払込）第2項に定める保険

料期間以降の保険料の払込を要しません。

第3条（年金の支払に関する補則）

1. 被保険者の生死が不明の場合でも、当会社が死亡したものと認めたときは、収入保障年金の支払事由が生じたものとして取り扱います。
2. 年金月額（収入保障年金の受取人が2人以上であるときは、当該受取人に対応する年金月額）が当会社の定める金額に満たないときは、第2条（年金の支払）に定める年金の支払の規定にかかわらず、当会社は、年金の未支払分の現価を一時に支払います。この場合、この保険契約（収入保障年金の受取人が2人以上であるときは、この保険契約における当該受取人に対応する部分）は、消滅します。
3. 収入保障年金の支払事由の発生以前に収入保障年金受取人が死亡し、収入保障年金受取人の変更が行われていない間は、収入保障年金受取人の死亡時の法定相続人を収入保障年金受取人とします。
4. 第3項の規定により収入保障年金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、第3項の規定により収入保障年金受取人となった者のうち生存している他の収入保障年金受取人を収入保障年金受取人とします。
5. 第3項および第4項の規定により収入保障年金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
6. 収入保障年金の支払事由が生じた時に、収入保障年金受取人が死亡しており、その法定相続人が収入保障年金の受取人となるときは、第2条に定める年金の支払の規定にかかわらず、当会社は、収入保障年金の未支払分の現価を、一時に支払います。この場合、この保険契約（収入保障年金受取人が2人以上であるときは、死亡した受取人に対応する部分）は、被保険者の死亡時に消滅します。
7. 年金の支払事由が発生後、その年金支払期間中に年金の受取人が死亡したときは、第2条に定める年金の支払の規定にかかわらず、当会社は、年金の未支払分の現価（収入保障年金受取人が2人以上であるときは、死亡した受取人に対応する部分の現価）を、死亡した受取人の法定相続人に一時に支払います。この場合、この保険契約（収入保障年金受取人が2人以上であるときは、死亡した受取人に対応する部分）は、その受取人の死亡時に消滅します。
8. 収入保障年金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が収入保障年金の一部の受取人であるときは、収入保障年金のうち、その受取人に支払われるべき金額を差し引いた残額を他の収入保障年金受取人に支払います。この場合、保険契約のうち支払われない収入保障年金に対応する部分については第10項の規定を適用し、その部分の責任準備金を保険契約者に支払います。
9. 被保険者が戦争その他の変乱によって死亡した場合でも、その原因によって死亡した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、当会社は、その程度に応じ、収入保障年金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払います。
10. つぎのいずれかの免責事由に該当したことによって、収入保障年金が支払われないときは、当会社は、責任準備金を保険契約者に支払います。
 - (1) 責任開始期の属する日からその日を含めて3年以内に被保険者が自殺したとき。
 - (2) 収入保障年金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき。（ただし、第11項の場合を除きます。）
 - (3) 戦争その他の変乱によって被保険者が死亡したとき。
11. 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによって、収入保障年金が支払われないときは、責任準備金その他の返戻金の払戻はありません。

第4条（年金の現価の一時支払）

1. 年金の受取人は、年金支払期間中、将来の年金の支払にかえて、年金の未支払分の現価の一時支払を請求することができます。
2. 当会社が、年金の未支払分の現価の全部を一時に支払った場合には、この保険契約（年金の受取人が2人以上であるときは、当該受取人に対応する部分）は消滅します。
3. 当会社が、年金の未支払分の現価の一部を一時に支払った場合には、将来の年金月額を変更します。この場合、変更後の年金月額（年金の受取人が2人以上であるときは、当該受取人に対応する年金月額）が当会社の定める金額に満たないときは、年金の未支払分の現価の一部を一時に支払う取扱は行いません。

第5条（年金の請求、支払時期および支払場所）

1. 年金の支払事由が生じたときは、保険契約者または年金の受取人は、すみやかに当会社に通知してください

- い)。
2. 支払事由の生じた年金の受取人は、当会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出して、その年金を請求してください。
 3. 第2回以後の年金の支払日が到来したときは、その受取人は、当会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。
 4. 第4条（年金の現価の一時支払）の規定により年金の未支払分の現価の一時支払を請求するときは、その受取人は、当会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。
 5. 年金の請求を受けた場合、年金は、その請求に必要な書類が当会社に到着した日（当会社に到着した日が営業日でない場合は翌営業日。以下本条において同じ。）の翌日からその日を含めて5営業日以内に、当会社の本店で支払います。
 6. 年金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から年金請求時までに当会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（当会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、第5項の規定にかかわらず、年金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて60日を経過する日とします。
 - (1) 年金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
第2条（年金の支払）に定める支払事由発生の有無
 - (2) 年金の免責事由に該当する可能性がある場合
年金の支払事由が発生した原因
 - (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
当会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
 - (4) この普通保険約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
第2号および第3号に定める事項、第17条（重大事由による解除）第1項第3号の事由に該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは年金の受取人の保険契約締結の目的もしくは年金請求の意図に関する保険契約の締結時から年金請求時までにおける事実
 7. 第6項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第5項および第6項の規定にかかわらず、年金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合でも180日）を経過する日とします。
 - (1) 第6項第1号から第4号までに定める事項についての弁護士法にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
 - (2) 第6項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 180日
 - (3) 第6項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または年金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、第6項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 - (4) 第6項第1号から第4号までに定める事項についての日本国外における調査 180日
 8. 第6項および第7項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または年金の受取人が、正当な理由がなく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（当会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、当会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は年金を支払いません。
 9. 第6項または第7項に掲げる必要な事項の確認を行うときは、当会社は、年金を請求した者にその旨を通知します。

3. 当会社の責任開始期

第6条（当会社の責任開始期）

1. 当会社は、つぎの時から保険契約上の責任を負います。
 - (1) 保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合
第1回保険料を受け取った時

(2) 第1回保険料充当金を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合

第1回保険料充当金を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）

2. 契約日は、保険料の払込方法（回数）に応じてつぎのとおりとします。

保険料の払込方法（回数）	契約日
月払	第1項により当会社の責任が開始される日の属する月の翌月1日
年払	第1項により当会社の責任が開始される日

3. 契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、第2項に規定する契約日を基準として計算します。

4. 月払契約の場合で、当会社の責任が開始される日から契約日の前日までの間に、年金の支払事由（この保険契約に付加されている特約の給付金の支払事由を含みます。）が生じたときは、第2項および第3項の規定にかかわらず、当会社の責任が開始される日を契約日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として再計算します。この再計算の結果、保険料に超過分があるときは、当会社はこれを保険契約者に払い戻し、不足分があるときは、保険契約者はこれを当会社に払い込んでください。ただし、支払うべき年金等があるときは、過不足分を支払額と清算します。

5. 当会社が保険契約の申込を承諾した場合には、保険証券を交付し、これをもって承諾の通知とします。この場合、保険証券には、保険契約を締結した日を記載せず、契約日を記載します。

第七条（第1回保険料を口座振替により払い込む場合の取扱）

1. 当会社と保険料口座振替の取扱を提携している金融機関等（当会社が保険料の収納業務を委託している機関の指定する金融機関等を含み、以下「提携金融機関」といいます。）に設置してある保険契約者の指定する口座（以下「指定口座」といいます。）からの口座振替により第1回保険料（第1回保険料充当金を含みます。以下同じ。）を払い込む場合には、第1回保険料は、保険料の口座振替を行う場合の当会社の定めた日（以下「振替日」といい、この日が提携金融機関の休業日に該当する場合には、翌営業日を振替日とします。）に指定口座から当会社の口座（当会社が保険料の収納業務を委託している機関がある場合には、その機関の口座とします。以下同じ。）に振り替えられることによって、当会社に払い込まれるものとします。この場合、指定口座の名義人が、提携金融機関に対し、指定口座から当会社の口座への保険料の口座振替を委任していることを要します。

2. 保険契約者は、振替日の前日までに第1回保険料相当額を指定口座に預け入れておくことを要します。

3. 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替える場合には、保険契約者は当会社に対しその振替順序を指定できません。

4. 第1回保険料の口座振替が行われた場合には、その振替日を第6条（当会社の責任開始期）第1項第1号に定める第1回保険料を受け取った時または第2号に定める第1回保険料充当金を受け取った時とします。

5. 口座振替によって払い込まれた保険料については、当会社はその領収証を発行しません。

6. 保険料の払込方法（回数）が月払の場合で、振替日の前月の末日が提携金融機関の休業日に該当するために振替日が1日となるときは、第6条第2項の規定にかかわらず、当会社の責任が開始される日を契約日として取り扱います。

第八条（第1回保険料をクレジットカードにより払い込む場合の取扱）

1. 当会社と保険料のクレジットカードによる決済の取扱を提携しているクレジットカード発行会社（以下「提携カード会社」といいます。）の発行する保険契約者の指定するクレジットカード（以下「指定カード」といいます。）により第1回保険料を払い込む場合には、第1回保険料は、当会社が、当会社の定めた日に、指定カードの有効性および第1回保険料が利用限度額内であること等の確認を行うことによって、当会社に払い込まれるものとします。この場合、つぎの各号のいずれにも該当することを要します。

(1) 指定カードが、保険契約者と提携カード会社との間で締結された会員規約等（以下「会員規約等」といいます。）にもとづき、提携カード会社より貸与され、または使用を認められたクレジットカードであること

(2) 指定カードの名義人（会員規約等により指定カードの使用が認められている者を含みます。）が、保険料の払込にクレジットカードを使用すること

2. 同一の指定カードから2件以上の保険契約の保険料を払い込む場合には、保険契約者は当会社に対しその払込順序を指定できません。

3. 第1回保険料が指定カードにより払い込まれた場合には、当会社が、指定カードの有効性および第1回保険料が利用限度額内であること等の確認を行った時（当会社所定の利用票を使用するときは、その利用票を作成した時）を第6条（当会社の責任開始期）第1項第1号に定める第1回保険料を受け取った時または第2号に

定める第1回保険料充当金を受け取った時とします。

4. 指定カードによって払い込まれた保険料については、当会社はその領収証を発行しません。
5. 当会社が提携カード会社から第1回保険料相当額を受け取ることができない場合で、かつ、指定カードの有効性および払い込むべき第1回保険料相当額が利用限度額内であること等の確認が行われた後に保険契約者が提携カード会社に対して保険料相当額を払い込んでいない場合には、第1回保険料の払込はなかったものとみなします。

4. 第2回以後の保険料の払込

第9条（保険料の払込方法（経路））

1. 保険契約者は、第2回以後の保険料の払込について、つぎの各号のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。
 - (1) 提携金融機関に設置してある口座からの口座振替により払い込む方法（以下「口座振替扱」といいます。）
 - (2) 提携カード会社の発行するクレジットカードにより払い込む方法（以下「クレジットカード扱」といいます。）
2. 口座振替扱の選択に際しては、指定口座の名義人が、提携金融機関に対し、指定口座から当会社の口座への保険料の口座振替を委任していることを要します。
3. クレジットカード扱の選択に際しては、つぎの条件をいずれも満たすことを要します。
 - (1) 指定カードが、会員規約等にもとづき、提携カード会社より貸与され、または使用を認められたクレジットカードであること
 - (2) 指定カードの名義人（会員規約等により指定カードの使用が認められている者を含みます。）が、保険料の払込にクレジットカードを使用すること
4. 保険契約者は、当会社の定める取扱にもとづき、第1項各号の保険料の払込方法（経路）の範囲内で、保険料の払込方法（経路）を変更することができます。
5. 保険料の払込方法（経路）が第1項各号のいずれかである保険契約が当会社の取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、第4項の規定により保険料の払込方法（経路）を他の払込方法（経路）に変更してください。この場合、保険契約者が保険料の払込方法（経路）の変更を行うまでの間の保険料については、当会社の本店または当会社の指定した場所に払い込んでください。

第10条（第2回以後の保険料の払込）

1. 第2回以後の保険料は、毎回次表の保険料の払込方法（回数）にしたがい、第9条（保険料の払込方法（経路））第1項に定める保険料の払込方法（経路）により、保険料の払込方法（回数）ごとにつぎに定める期間（以下「払込期月」といいます。）内に払い込んでください。

保険料の払込方法（回数）	払込期月
月払	月単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
年払	年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで

2. 第1項で払い込むべき保険料は、保険料の払込方法（回数）に応じ、それぞれの契約応当日から翌契約応当日の前日までの期間（以下「保険料期間」といいます。）に対応する保険料とします。
3. 保険料の払込方法（経路）が口座振替扱の場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 第2回以後の保険料は、払込期月中の振替日に指定口座から保険料相当額を当会社の口座に振り替えることによって、当会社に払い込まれるものとします。
 - (2) 第1号の場合、振替日に保険料の払込があったものとし、その日をもって保険料の払込のあった日とします。
 - (3) 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替える場合には、保険契約者は当会社に対しその振替順序を指定できません。
 - (4) 保険契約者は、払い込むべき保険料相当額を指定口座にあらかじめ預け入れておくことを要します。
 - (5) 口座振替によって払い込まれた保険料については、当会社はその領収証を発行しません。
 - (6) 振替日に保険料の口座振替ができなかった場合には、つぎのとおり取り扱います。
 - (ア) 月払契約の場合、翌月分の振替日に再度翌月分と合わせて払込期月が到来した月数分の保険料の口座振替を行います。ただし、指定口座の預入額が払込期月の到来した月数分の保険料相当額に満たない場合に

は、口座振替が可能な月数分の保険料の口座振替を行い、到来時期の早い払込期月の保険料から順に、保険料の払込があったものとします。

- (イ) 年払契約の場合、振替日（第7条（第1回保険料を口座振替により払い込む場合の取扱）第6項の取扱により振替日が1日となる場合には、振替日の前日とします。以下本号において同じ。）の翌月の当会社の定めた日に再度口座振替を行い、振替日の翌月の当会社の定めた日にも保険料の口座振替ができなかった場合には、振替日の翌々月の当会社の定めた日に再度口座振替を行います。
- (7) 第6号の規定による保険料の口座振替ができなかった場合には、保険契約者は、保険料払込の猶予期間内に、払込期月が到来している保険料を当会社の本店または当会社の指定した場所に払い込んでください。
- (8) 保険契約者は、指定口座を同一の提携金融機関の他の口座に変更することができます。また、指定口座を設置している金融機関を他の提携金融機関に変更することができます。この場合、あらかじめ当会社および提携金融機関に申し出てください。
- (9) 保険契約者が口座振替の取扱を停止する場合には、あらかじめ当会社および提携金融機関に申し出て保険料の払込方法（経路）をクレジットカード扱に変更してください。
- (10) 提携金融機関が保険料の口座振替の取扱を停止した場合には、当会社はその旨を保険契約者に通知します。この場合には、保険契約者は指定口座を他の提携金融機関に変更するか保険料の払込方法（経路）をクレジットカード扱に変更してください。
- (11) 当会社は、当会社または提携金融機関の事情により振替日を変更することがあります。この場合、当会社はその旨をあらかじめ保険契約者に通知します。
4. 保険料の払込方法（経路）がクレジットカード扱の場合には、つきの各号のとおり取り扱います。
- (1) 第2回以後の保険料は、払込期月中の当会社の定めた日に、当会社が指定カードの有効性および保険料相当額が利用限度額内であること等の確認を行うことによって、当会社に払い込まれるものとします。
- (2) 第1号の場合、当会社の定めた日に保険料の払込があったものとし、その日をもって保険料の払込のあった日とします。
- (3) 同一の指定カードから2件以上の保険契約の保険料を払い込む場合には、保険契約者は当会社に対しその払込順序を指定できません。
- (4) 指定カードによって払い込まれた保険料については、当会社はその領収証を発行しません。
- (5) 当会社が指定カードの有効性および払い込むべき保険料相当額が利用限度額内であること等の確認ができなかった場合には、その払込期月の保険料から指定カードを他のクレジットカードに変更するか、保険料の払込方法（経路）を口座振替扱に変更してください。
- (6) 当会社が提携カード会社から保険料相当額を受け取ることができない場合には、つきのとおり取り扱います。
- (ア) 指定カードの有効性および払い込むべき保険料相当額が利用限度額内であること等の確認が行われた後に保険契約者が提携カード会社に対して保険料相当額を払い込んでいる場合には、つきの払込期月の保険料から指定カードを他のクレジットカードに変更するか、保険料の払込方法（経路）を口座振替扱に変更してください。
- (イ) 指定カードの有効性および払い込むべき保険料相当額が利用限度額内であること等の確認が行われた後に保険契約者が提携カード会社に対して保険料相当額を払い込でいない場合には、保険料の払込はなかったものとみなします。この場合、その払込期月の保険料から指定カードを他のクレジットカードに変更するか、保険料の払込方法（経路）を口座振替扱に変更してください。
- (7) 第5号または第6号の規定により指定カードを他のクレジットカードに変更するか、保険料の払込方法（経路）を口座振替扱に変更するまでの保険料は、保険料払込の猶予期間の満了日までに、当会社の定める方法により、払込期月を過ぎた保険料を当会社の本店または当会社の指定した場所に払い込んでください。
- (8) 保険契約者は、指定カードを他のクレジットカードに変更することができます。この場合、あらかじめ当会社に申し出てください。
- (9) 保険契約者が保険料のクレジットカードによる払込の取扱を停止する場合には、あらかじめ当会社に申し出て保険料の払込方法（経路）を口座振替扱に変更してください。
- (10) 提携カード会社が保険料のクレジットカードの払込の取扱を停止した場合には、当会社はその旨を保険契約者に通知します。この場合には、保険契約者は指定カードを他のクレジットカードに変更するか、保険料の払込方法（経路）を口座振替扱に変更してください。
- (11) 当会社は、当会社または提携カード会社の事情により提携カード会社に保険料相当額の払込を請求する当会社の定めた日を変更することができます。この場合、当会社はその旨をあらかじめ保険契約者に通知しま

す。

5. 第1項の保険料が第1項の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに保険契約が消滅したときまたは年金の支払事由が生じたときは、当会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者（年金を支払うときは年金の受取人。ただし、収入保障年金受取人の故意により被保険者が死亡したときは、保険契約者）に払い戻します。
6. 第1項の保険料が払い込まれないまま、第1項の契約応当日以後その契約応当日の属する月の末日までに年金の支払事由が生じたときは、当会社は、未払込保険料を支払うべき年金から差し引きます。
7. 保険契約者は、当会社の定める取扱にもとづき、保険料の払込方法（回数）を変更することができます。
8. 年払契約の場合で、すでに保険料が払い込まれている保険料期間の中途中でつぎの各号のいずれかの事由が生じたときは、当会社は、その事由が生じた日の直後に到来する月単位の契約応当日からその保険料期間の末日までの月数に応じた保険料の残額に相当する金額の返戻金を保険契約者（年金を支払うときは年金の受取人。ただし、収入保障年金受取人の故意により被保険者が死亡したときは、保険契約者。以下本条において同じ。）に支払います。
 - (1) 保険契約の消滅または年金の支払事由の発生。ただし、第3条（年金の支払に関する補則）第11項、第12条（年金不法取得目的による無効）または第13条（詐欺による取消）に該当する場合を除きます。
 - (2) 年金月額の減額
9. 第8項の規定にかかわらず、すでに保険料が払い込まれている保険料期間の中途中で第8項各号の事由が生じた場合で、その事由が生じた日の直前の月単位の契約応当日（その事由が生じた日が月単位の契約応当日のときは、その月単位の契約応当日。以下本項において同じ。）以後に年金の支払事由が生じていないときは、第8項各号の事由が生じた日の直前の月単位の契約応当日からその保険料期間の末日までの月数に応じた保険料の残額に相当する金額の返戻金を保険契約者に支払います。
10. 第8項および第9項の規定は、年払契約の第1回保険料について準用します。
11. 月払契約の場合、すでに保険料が払い込まれている保険料期間の中途中で第8項各号の事由が生じたときであっても、当会社は、その保険料期間に対応する保険料を払い戻しません。
12. 第11項の規定にかかわらず、すでに保険料が払い込まれている保険料期間の中途中で第8項各号の事由が生じた場合で、その保険料期間中に年金の支払事由が生じていないときは、その保険料期間に対応する保険料を保険契約者に払い戻します。
13. 第11項および第12項の規定は、月払契約の第1回保険料について準用します。

5. 保険料払込の猶予期間および保険契約の失効

第11条（猶予期間および保険契約の失効）

1. 第2回以後の保険料の払込については、払込期月の翌月初日から翌々月末日までの猶予期間があります。
2. 猶予期間内に保険料が払い込まれないとときは、保険契約は、猶予期間の満了日（保険料が口座振替によって払い込まれる場合で、猶予期間の満了日の属する月の当会社の定めた日が提携金融機関の休業日に該当するために翌月1日が振替日となるときは、その振替日とします。以下同じ。）の翌日から効力を失います。
3. 猶予期間中に年金の支払事由が生じたときは、当会社は、未払込保険料を年金から差し引きます。

6. 保険契約の無効および取消

第12条（年金不法取得目的による無効）

保険契約者が年金を不法に取得する目的または他人に年金を不法に取得させる目的をもって保険契約の締結をしたときは、保険契約を無効とし、当会社は、すでに払い込んだ保険料を払い戻しません。

第13条（詐欺による取消）

保険契約の締結に際して、保険契約者、被保険者または年金の受取人に詐欺の行為があったときは、当会社は、保険契約を取り消すことができます。この場合、当会社は、すでに払い込んだ保険料を払い戻しません。

7. 告知義務および保険契約の解除

第14条（告知義務）

当会社が、保険契約の締結の際、年金の支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知することを要します。ただし、当会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。

第15条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第14条（告知義務）の規定により当会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかった場合または事実でないことを告げた場合には、当会社は、将来に向かって保険契約を解除することができます。
2. 当会社は、年金の支払事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合には、年金を支払いません。また、すでに年金を支払っているときは、当会社は、その返還を請求します。
3. 第2項の規定にかかわらず、年金の支払事由が解除の原因となった事実によらなかつたことを保険契約者、被保険者または年金の受取人が証明したときは、年金を支払います。
4. 本条の規定によって保険契約を解除するときは、当会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者が不明である場合またはその住所もしくは居所が不明である場合など、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または年金の受取人に通知します。

第16条（保険契約を解除できない場合）

1. 当会社は、つきのいずれかの場合には第15条（告知義務違反による解除）の規定による保険契約の解除をすることができません。
 - (1) 当会社が、保険契約の締結の際、解除の原因となる事実を知っていた場合、または過失のため知らなかつた場合
 - (2) 当会社が、解除の原因があることを知った日の翌日からその日を含めて1か月を経過した場合
 - (3) 責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過した場合。ただし、責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に、年金の支払事由が生じた場合を除きます。
 - (4) 当会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者（当会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除き、以下「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が第14条（告知義務）の告知のうち解除の原因となる事実の告知をすることを妨げた場合
 - (5) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第14条の告知のうち解除の原因となる事実の告知をしないことを勧めた場合、または事実でないことを告げることを勧めた場合
2. 第1項第4号および第5号の場合において、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第14条の規定により当会社が告知を求めた事項のうち解除の原因となる事実について、事実を告げなかつたと認められる場合または事実でないことを告げたと認められる場合には、第1項の規定は適用しません。

第17条（重大事由による解除）

1. 当会社は、つきの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、将来に向かって保険契約を解除することができます。
 - (1) 保険契約者または年金の受取人が年金（他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および死亡保険金の名称の如何を問いません。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) この保険契約の年金の請求に関し、その受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があつた場合
 - (3) 保険契約者、被保険者または年金の受取人が、つきのいずれかに該当する場合
 - (ア) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - (ウ) 反社会的勢力を不正に利用していると認められること
 - (エ) 保険契約者または年金の受取人が法人である場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはそ

- の法人の経営に実質的に関与していると認められること
- (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (4) この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由によって解除されることにより、当会社の保険契約者、被保険者または年金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しない第1号から第3号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
- (5) 当会社の保険契約者、被保険者または年金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする第1号から第4号までに掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
2. 当会社は、年金の支払事由が生じた後でも、この保険契約を解除することができます。この場合には、第1項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による年金（第1項第3号の事由にのみ該当した場合で、第1項第3号の事由に該当したのが年金の受取人のみであり、その年金の受取人が年金の一部の受取人であるときは、年金のうち、その受取人に支払われるべき年金。以下本号において同じ。）を支払いません。また、すでにその支払事由により年金を支払っているときは、当会社は、その返還を請求します。
3. 本条の規定によってこの保険契約を解除するときは、当会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者が不明である場合またはその住所もしくは居所が不明である場合など、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、当会社は、被保険者または年金の受取人に通知します。
4. 本条の規定によって年金支払期間中にこの保険契約を解除したときは、当会社は、年金の未支払分の現価を年金の受取人に支払います。
5. 第4項の規定にかかわらず、第1項第3号の規定によって年金支払期間中にこの保険契約を解除した場合で、年金の一部の受取人について第2項の規定を適用し年金を支払わないときは、この保険契約のうち支払われない年金に対応する部分の未支払分の現価を年金の受取人に支払います。

8. 解約および解約返戻金

第18条（解約および解約返戻金）

1. 保険契約者は、年金の支払事由発生前に限り、いつでも将来に向かって、保険契約を解約することができます。
2. 保険契約の解約をするときは、保険契約者は、当会社所定の書類（別表1）を提出してください。
3. この保険契約に対する解約返戻金はありません。

第19条（債権者等により保険契約が解約される場合の取扱）

1. 差押債権者、破産管財人その他の保険契約者以外の者で保険契約の解約をできる者（以下「債権者等」といいます。）により保険契約が解約されるときは、解約する旨の通知が当会社に到着した時から1か月を経過した日にその効力が生じます。
2. 第1項の解約が通知された場合でも、通知の時においてつきの各号のすべてを満たす年金の受取人が、保険契約者の同意を得て、第1項の解約の効力が生じるまでの間に、第1項の解約の通知が当会社に到着した日に解約の効力が生じたとすれば当会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ、当会社にその旨を通知したときは、第1項の解約はその効力を生じません。
 - (1) 保険契約者の親族、被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者でないこと
3. 第2項の通知をするときは、年金の受取人は、当会社所定の書類（別表1）を提出してください。
4. 第1項の解約の通知が当会社に到着した時から、その解約の効力が生じるまでまたは第2項の規定により解約の効力が生じなくなるまでに、年金の支払事由が生じ、当会社が年金を支払うべきときは、つきの各号のとおりとします。
 - (1) 当会社は、第1項の解約の通知が当会社に到着した日に解約の効力が生じたとすれば当会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払います。ただし、年金の支払事由の発生により支払うべき金額を限度とします。
 - (2) 当会社は、年金の支払事由の発生により支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を年金の受取人に支払います。

9. 年金月額の減額

第20条（年金月額の減額）

1. 保険契約者は、年金の支払事由発生前に限り、いつでも、年金月額を減額することができます。ただし、減額後の年金月額は、当会社の定める金額以上であることを要します。
2. 第1項の規定によって、年金月額が減額された場合には、減額分は、解約されたものとして取り扱います。

10. 年金の受取人

第21条（年金支払期間における年金の受取人に関する取扱）

年金支払期間における年金の受取人については、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 年金が支払われる場合には、その支払事由が生じた時に、この保険契約にかかる一切の権利義務が年金の受取人に承継されます。
- (2) 年金の受取人が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は他の年金の受取人を代理するものとします。
- (3) 第2号の代表者が定まらないときまたはその所在が不明のときは、当会社が年金の受取人の1人に対してした行為は、他の年金の受取人に対しても効力を生じます。

第22条（当会社への通知による収入保障年金受取人の変更）

1. 保険契約者は、収入保障年金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、当会社に対する通知により、収入保障年金受取人を変更することができます。
2. 第1項の通知をするときは、保険契約者は、当会社所定の書類（別表1）を提出してください。
3. 第1項の通知が当会社に到着したときは、収入保障年金受取人の変更の効力は、その通知を発した時にさかのぼって生じるものとします。
4. 第3項の規定にかかわらず、第1項の通知が当会社に到着する前に、変更前の収入保障年金受取人に対して収入保障年金を支払ったときは、変更後の収入保障年金受取人に対して、当会社は、これを重複しては支払いません。

第23条（遺言による収入保障年金受取人の変更）

1. 第22条（当会社への通知による収入保障年金受取人の変更）の規定によるほか、保険契約者は、収入保障年金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、収入保障年金受取人を変更することができます。
2. 第1項の収入保障年金受取人の変更是、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3. 遺言による収入保障年金受取人の変更是、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人（遺言執行者が指定されているときは遺言執行者を含みます。以下本条において同じ。）が、その旨を当会社に通知しなければ、当会社に対抗することができません。
4. 第3項の通知をするときは、保険契約者の相続人は、当会社所定の書類（別表1）を提出してください。

11. 保険契約者

第24条（保険契約者の代表者）

1. 保険契約者が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は他の保険契約者を代理するものとします。
2. 第1項の代表者が定まらないときまたはその所在が不明のときは、当会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
3. 保険契約者が2人以上の場合には、その責任は連帯とします。

第25条（保険契約者の変更）

1. 保険契約者は、被保険者および当会社の同意を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。
2. 保険契約者の変更をするときは、保険契約者は、当会社所定の書類（別表1）を提出してください。

3. 本条の規定により保険契約者の変更が行われたときは、保険証券に表示します。

第26条（保険契約者の住所の変更）

1. 保険契約者が住所（通信先を含みます。）を変更したときは、すみやかに当会社の本店または当会社の指定した場所に通知してください。
2. 保険契約者が第1項の通知をしなかったときは、当会社の知った最終の住所（通信先を含みます。）に発した通知は、通常到達するために要する期間を経過した時に、保険契約者に到達したものとみなします。

12. 年齢の計算その他の取扱

第27条（年齢の計算）

1. 被保険者の契約年齢は、契約日現在の満年で計算し、1年末満の端数については切り捨てます。
2. 保険契約締結後の被保険者の年齢は、第1項の契約年齢に、年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

第28条（契約年齢または性別に誤りがあった場合の取扱）

1. 保険契約申込書に記載された被保険者の契約年齢に誤りがあった場合は、つぎの方法により取り扱います。
 - (1) 契約日における実際の契約年齢が、当会社の定める契約年齢の範囲内であったときは、つぎのとおり取り扱います。
 - (ア) 実際の契約年齢にもとづいて保険料を改め、すでに払い込まれた保険料の超過分があるときは、当会社はこれを保険契約者に払い戻し、不足分があるときは、保険契約者はこれを当会社に払い込んでください。
 - (イ) 前(ア)の規定にかかわらず、年金の支払事由の発生後で、年金が支払われる場合、年金の受取人に保険料の超過分を支払い、または支払うべき年金から保険料の不足分を差し引きます。
 - (2) 契約日における実際の契約年齢が、当会社の定める契約年齢の範囲外であったときは、つぎのとおり取り扱います。
 - (ア) 保険契約を無効とし、当会社は、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。この場合、当会社からの支払金があるときは、すでに払い込まれた保険料からその金額を差し引きます。
 - (イ) 前(ア)の規定にかかわらず、契約日においては最低契約年齢に足りなかったものの、その事実が発見された日においてすでに最低契約年齢に達していたときは、最低契約年齢に達した日に契約したものとして、第1号と同様に取り扱います。
2. 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合には、実際の性別にもとづいて保険料を改め、第1項第1号の規定を準用して取り扱います。

13. 契約者配当金

第29条（契約者配当金）

この保険契約には契約者配当金はありません。

14. 時効

第30条（時効）

年金その他この保険契約にもとづく諸支払金の支払を請求する権利は、3年間請求がない場合には消滅します。

15. 被保険者の業務、転居および旅行

第31条（被保険者の業務、転居および旅行）

保険契約の継続中に、被保険者がどのような業務に従事し、またはどのような場所に転居し、もしくは旅行しても、当会社は、保険契約の解除も保険料の変更もしないで、保険契約上の責任を負います。

16. 管轄裁判所

第32条（管轄裁判所）

この保険契約における年金の請求に関する訴訟については、つぎのいずれかの裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

(1) 当会社の本店の所在地を管轄する地方裁判所

(2) 年金の受取人（年金の受取人が2人以上いるときは、その代表者）の住所地を管轄する高等裁判所（本庁とします。）の所在地を管轄する地方裁判所

17. 契約内容の登録

第33条（契約内容の登録）

1. 当会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、つぎの事項を一般社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。

(1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）

(2) この保険契約の第1保険年度における保険金換算額

(3) 契約日

(4) 当会社名

2. 第1項の登録の期間は、契約日から5年以内とします。

3. 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、第1項の規定により登録された被保険者について、保険契約（死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。以下本条において同じ。）の申込（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。）を受けた場合、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。

4. 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に保険契約の申込があった場合、第3項によって連絡された内容を保険契約の承諾（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下本条において同じ。）の判断の参考とすることができるものとします。

5. 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日）から5年以内に保険契約について死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。

6. 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。

7. 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。

8. 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、当会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。

9. 第3項、第4項および第5項中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法にもとづく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

18. 収入保障年金受取人を団体とする保険契約に関する特則

第34条（収入保障年金受取人を団体とする保険契約の請求書類に関する特則）

官公署、会社、組合、工場その他の団体（個人事業主を含み、以下「団体」といいます。）を保険契約者および収入保障年金受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約において、保険契約者である団体が当該保険契約の収入保障年金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等にもとづく死亡退職金または弔慰金等（以下「死亡退職金等」といいます。）として死亡退職金等の受給者に支払うときは、収入保障年金の請求の際、請求に必要な書類（別表1）に加え、つぎの各号の書類を必要とします。

(1) 死亡退職金等の受給者が収入保障年金の請求内容を了知していることがわかる書類（死亡退職金等の受給

者が2人以上あるときは、そのうち1人からの請求内容を了知していることがわかる書類の提出で足りるものとします。)

- (2) 保険契約者である団体が第1号の死亡退職金等の受給者について受給者本人であることを確認した書類

19. 特別条件を付けた場合の特則

第35条（特別条件を付けた場合の特則）

保険契約の締結の際、被保険者の健康状態その他が当会社の定めた基準に適合しない場合には、その危険の種類および程度に応じて、年金額削減支払法によって取り扱います。この場合、契約日からその日を含めて当会社の定める削減期間内に被保険者が死亡したときは、年金月額につきの割合を乗じて得た金額を収入保障年金の支払額として第2条（年金の支払）の規定を適用します。ただし、災害または感染症（別表2）による場合には、年金月額と同額を収入保障年金の支払額として第2条の規定を適用します。

死亡日の属する保険年度	削減期間				
	1年	2年	3年	4年	5年
第1年度	50%	30%	25%	20%	15%
第2年度		60%	50%	40%	30%
第3年度			75%	60%	45%
第4年度				80%	60%
第5年度					80%

20. 責任開始期に関する特則

第36条（責任開始期に関する特則）

- 保険契約の締結の際、保険契約者から申出があり、当会社がこれを承諾した場合には、第6条（当会社の責任開始期）第1項の規定にかかわらず、当会社が保険契約の申込を受けた時または被保険者に関する告知を受けた時のいずれか遅い時から保険契約上の責任を負います。
- この特則を適用する場合には、つきの各号のとおり取り扱います。
 - 第6条第2項中、「第1項」とあるのは「第36条（責任開始期に関する特則）第1項」と読み替えます。
 - 第1回保険料は、当会社の責任が開始される日の属する月の翌月末日までに払い込んでください。
 - 第1回保険料の払込については、第2号に定める第1回保険料を払い込むべき期間の満了日の翌月初日から翌々月末日までの猶予期間があります。
 - 猶予期間内に第1回保険料が払い込まれない場合には、保険契約を無効とします。
 - 第1回保険料の払込の猶予期間の満了日までに年金の支払事由が生じたときは、当会社は、第1回保険料を支払うべき年金から差し引きます。

21. 契約日に関する特則

第37条（契約日に関する特則）

- 月払の保険契約の締結の際、保険契約者から申出があり、当会社がこれを承諾したときは、第6条（当会社の責任開始期）第2項および第3項の規定にかかわらず、当会社の責任が開始される日を契約日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。
- この特則を適用する場合には、第10条（第2回以後の保険料の払込）第1項の規定にかかわらず、第2回保険料の払込期月は、月単位の契約応当日の属する月の初日から翌月末日までとし、第2回保険料について、第10条第6項中、「その契約応当日の属する月の末日」とあるのは「その契約応当日の属する月の翌月の末日」と読み替えます。

22. 特定疾病収入保障特則

第38条（特定疾病収入保障特則）

- 保険契約の締結の際、保険契約者から申出があり、当会社がこれを承諾したときは、第2条（年金の支払）

の規定によるほか、つぎの給付を行います。

特定 疾病 収入 保障 年金	年金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支 払 額	受 取 人
	(1) 被保険者が責任開始期以後、保険期間中に初めて（責任開始期前の期間を通じて初めてとします。）悪性新生物（別表3）と医師により病理組織学的所見（生検）によって診断確定（病理組織学的所見が得られないときは、他の所見による診断確定も認めることができます。以下「診断確定」といいます。）されたとき		
	(2) 被保険者が責任開始期以後の疾病を原因として、保険期間中につぎのいずれかの事由に該当したとき		
	(ア) 急性心筋梗塞（別表3）を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて30日以上、労働の制限を必要とする状態（軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態）が継続したと医師によって診断されたとき	年 金 月 額	被 保 険 者
	(イ) 急性心筋梗塞（別表3）を発病し、その急性心筋梗塞の治療を直接の目的として、別表4に定める病院または診療所において別表5に定める手術を受けたとき		
	(ウ) 脳卒中（別表3）を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて30日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき		
	(エ) 脳卒中（別表3）を発病し、その脳卒中の治療を直接の目的として、別表4に定める病院または診療所において別表5に定める手術を受けたとき		

2. 第1項の特定疾病収入保障年金の支払事由(1)に定める事由に該当した場合でも、責任開始期の属する日からその日を含めて90日以内に悪性新生物（別表3の表2中の悪性新生物。以下同じ。）と医師により診断確定されたときは、当会社は、特定疾病収入保障年金を支払いません。ただし、その後（責任開始期の属する日からその日を含めて90日経過後）、保険期間中に被保険者が新たに悪性新生物（別表3）と医師により診断確定されたときは、特定疾病収入保障年金を支払います。

3. この特則を適用する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 被保険者が責任開始期前にすでに発病していた疾病を原因として責任開始期以後に第1項の特定疾病収入保障年金の支払事由(2)に定める事由に該当した場合でも、つぎのいずれかに該当するときは、責任開始期以後に発病した疾病を原因として第1項の特定疾病収入保障年金の支払事由(2)に定める事由に該当したものとみなして、第1項の規定を適用します。
 - (ア) 当会社が、保険契約の締結の際に、告知等により知っていたその疾病に関する事実（第16条（保険契約を解除できない場合）に規定する保険媒介者のみが知っていた事実は含みません。）を用いて承諾したとき。ただし、保険契約者または被保険者がその疾病に関する事実の一部のみを告げたことにより、当会社が重大な過失なくその疾病に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - (イ) その疾病（医学上重要な関係にある疾病を含みます。）について、責任開始期前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、被保険者が健康診断等において異常の指摘（要経過観察の指摘を含みます。）を受けたことがないとき。ただし、被保険者が自覚可能な身体の異常が存在した場合または保険契約者が認識可能な被保険者の身体の異常が存在した場合を除きます。
- (2) 収入保障年金を支払う前に特定疾病収入保障年金の請求を受け、特定疾病収入保障年金が支払われるときは、当会社は、収入保障年金を支払いません。
- (3) 収入保障年金が支払われた場合には、その支払後に特定疾病収入保障年金の請求を受けても、当会社は、これを支払いません。
- (4) 特定疾病収入保障年金が支払われた場合には、その支払後に特定疾病収入保障年金の支払事由に該当しても、特定疾病収入保障年金を重複して支払いません。
- (5) 被保険者が保険期間中に急性心筋梗塞（別表3）または脳卒中（別表3）を発病し、第1項の特定疾病収入保障年金の支払事由(2)の(ア)または(ウ)に定める状態に該当する前に保険期間が満了した場合において、保険期間の満了日からその日を含めて30日以内に被保険者が第1項の特定疾病収入保障年金の支払事由(2)の(ア)または(ウ)に定める状態に該当したときは、保険期間の満了日にその状態に該当したものとして取り扱います。
- (6) 保険契約者が法人で、かつ、収入保障年金受取人（収入保障年金の一部の受取人である場合を含みます。）が保険契約者である場合には、第1項の規定にかかわらず、特定疾病収入保障年金の受取人は保険契約者と

します。

- (7) 特定疾病収入保障年金の受取人を被保険者（第6号の規定が適用される場合には、保険契約者）以外の者に変更することはできません。
- (8) 第15条(告知義務違反による解除)第4項および第17条（重大事由による解除）第3項中、「被保険者または年金の受取人」とあるのは「被保険者、年金の受取人または指定代理請求人」と読み替えます。
- (9) 第17条第1項第1号から第5号までの場合のほか、保険契約者、被保険者または特定疾病収入保障年金の受取人がこの保険契約の特定疾病収入保障年金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合にも保険契約を解除できるものとします。
- (10) 保険契約者は、被保険者の同意および当会社の承諾を得て指定代理請求人を指定することができます。
- (11) 第10号の規定により指定代理請求人を指定した場合で被保険者が自ら特定疾病収入保障年金を請求できないいつぎのいずれかに該当する特別な事情があるときは、指定代理請求人が、請求に必要な書類（別表1）を提出して、特定疾病収入保障年金の受取人の代理人としてその特定疾病収入保障年金を請求することができます。
- (ア) 特定疾病収入保障年金の請求を行う意思表示が困難であると当会社が認めた場合
- (イ) 当会社が認める傷病名の告知を受けていない場合
- (ウ) その他(ア)または(イ)に準じる状態であると当会社が認めた場合
- (12) 第11号の規定により指定代理請求人が特定疾病収入保障年金の請求を行う場合、指定代理請求人は請求時においてつぎのいずれかに該当することを要します。
- (ア) つきの範囲内の者
- (a) 被保険者の戸籍上の配偶者
- (b) 被保険者の直系血族
- (c) 被保険者の3親等内の親族
- (イ) つきの範囲内の者。ただし、当会社所定の書類（別表1）によりその事実が確認でき、かつ、特定疾病収入保障年金の受取人のために特定疾病収入保障年金を請求すべき相当な関係があると当会社が認めた者に限ります。
- (a) 被保険者と同居したまま生計を一にしている者
- (b) 被保険者の財産管理を行っている者
- (c) その他(a)および(b)に掲げる者と同等の関係にある者
- (13) 第11号および第12号の規定により特定疾病収入保障年金の受取人の代理人として特定疾病収入保障年金を請求することができる指定代理請求人がいない場合には、つぎのいずれかに該当する収入保障年金受取人（収入保障年金受取人が死亡したことにより収入保障年金受取人となった者を除きます。）が、請求に必要な書類（別表1）を提出して、特定疾病収入保障年金の受取人の代理人として特定疾病収入保障年金を請求することができます。
- (ア) 被保険者の戸籍上の配偶者
- (イ) 被保険者の直系血族
- (ウ) 被保険者の3親等内の親族
- (14) 第11号から第13号までの規定にかかわらず、故意に特定疾病収入保障年金の支払事由を生じさせた者または故意に特定疾病収入保障年金の受取人を第11号に定める状態に該当させた者は、特定疾病収入保障年金の受取人の代理人として特定疾病収入保障年金を請求することができません。
- (15) 第13号の規定により特定疾病収入保障年金を請求する場合、第13号に該当する収入保障年金受取人が2人以上のときは、当該受取人は共同して請求してください。
- (16) 指定代理請求人または収入保障年金受取人の変更（指定代理請求人の指定を撤回する場合を含みます。以下同じ。）が行われた場合、変更を行った後は、変更前に請求可能な特定疾病収入保障年金があっても、変更を行う前の指定代理請求人または収入保障年金受取人による特定疾病収入保障年金の代理請求は取り扱いません。
- (17) 本条の規定により当会社が特定疾病収入保障年金を特定疾病収入保障年金の受取人の代理人に支払ったときは、その後特定疾病収入保障年金の請求を受けても、当会社は、これらを重複しては支払いません。
- (18) 第5条（年金の請求、支払時期および支払場所）第6項および第7項の規定により必要な事項の確認を行う際、本条に定める代理人が、正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったときは、当会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は特定疾病収入保障年金を支払いません。

- (19) 保険契約者は、被保険者の同意および当会社の承諾を得て、指定代理請求人を変更することができます。
この場合、保険契約者は、当会社所定の書類（別表1）を提出してください。
- (20) 当会社は、特定疾病収入保障年金の支払事由に関する規定にかかる法令等の改正または医療技術の変化があり、その改正または変化が特定疾病収入保障年金の支払事由に関する規定に影響を及ぼすと認めたときは、主務官庁の認可を得て、特定疾病収入保障年金の支払事由に関する規定を法令等の改正または医療技術の変化に適した内容に変更することができます。
- (21) 第20号の規定により、特定疾病収入保障年金の支払事由に関する規定を変更するときは、当会社は、特定疾病収入保障年金の支払事由に関する規定を変更する日の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。
- (22) この特則の適用後にこの特則のみを解約することはできません。

23. 電磁的方法による保険契約の申込手続き等に関する特則

第39条（電磁的方法による保険契約の申込手続き等に関する特則）

- 1. 保険契約者または被保険者は、当会社の承諾を得て、書面に代えて電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法）により、保険契約の申込および告知をすることができるものとします。
- 2. 第1項のほか、当会社は、別表1による請求書類について、書面に代えて電磁的方法により提出することを認めることができます。
- 3. 保険契約に付加されている特約について請求書類を提出する場合、第1項および第2項の規定を準用します。

別表1 請求書類

(1) 年金の請求書類

項目	必要書類
1 収入保障年金	<p>ア. 第1回の収入保障年金</p> <p>(1) 当会社所定の請求書</p> <p>(2) 医師の死亡診断書または死体検案書（ただし、当会社が必要と認めた場合は当会社所定の様式による医師の死亡証明書）</p> <p>(3) 被保険者の死亡事実が記載された住民票（ただし、当会社が必要と認めた場合は戸籍抄本）</p> <p>(4) 収入保障年金受取人の戸籍抄本</p> <p>(5) 収入保障年金受取人の印鑑証明書</p> <p>(6) 最終の保険料払込を証する書類</p> <p>(7) 保険証券</p> <p>イ. 第2回以後の収入保障年金（年金の未支払分の現価の一時支払の請求を含みます。）</p> <p>(1) 当会社所定の請求書</p> <p>(2) 収入保障年金受取人の戸籍抄本</p> <p>(3) 収入保障年金受取人の印鑑証明書</p> <p>(4) 保険証券</p>
2 特定疾病収入保障年金	<p>ア. 第1回の特定疾病収入保障年金</p> <p>(1) 当会社所定の請求書</p> <p>(2) 当会社所定の様式による医師の診断書</p> <p>(3) 被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、当会社が必要と認めた場合は戸籍抄本）</p> <p>(4) 特定疾病収入保障年金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書</p> <p>(5) 最終の保険料払込を証する書類</p> <p>(6) 保険証券</p> <p>イ. 第2回以後の特定疾病収入保障年金（年金の未支払分の現価の一時支払の請求を含みます。）</p> <p>(1) 当会社所定の請求書</p> <p>(2) 特定疾病収入保障年金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書</p> <p>(3) 保険証券</p>

（注）当会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることができます。

(2) その他の請求書類

項目	必要書類
1 特定疾病収入保障年金の代理請求	<p>(1) 当会社所定の請求書</p> <p>(2) 特別な事情を証する書類</p> <p>(3) 被保険者および代理人の戸籍抄本</p> <p>(4) 代理人の住民票および印鑑証明書</p> <p>(5) 被保険者または代理人の健康保険被保険者証の写し</p> <p>(6) 代理請求を行う者が被保険者の財産管理を行っている者であるときは、契約書および財産管理状況の報告書の写しなどその事実を証する書類</p> <p>(7) 保険証券</p>
2 指定代理請求人の変更	<p>(1) 当会社所定の請求書</p> <p>(2) 保険契約者の印鑑証明書</p> <p>(3) 保険証券</p>
3 解約	<p>(1) 当会社所定の請求書</p> <p>(2) 保険契約者の印鑑証明書</p> <p>(3) 最終の保険料払込を証する書類</p> <p>(4) 保険証券</p>

項目	必要書類
4 年金の受取人による保険契約の存続	(1) 当会社所定の保険契約存続通知書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険契約の存続を申し出る年金の受取人が保険契約者または被保険者の親族であることを証する書類（ただし、保険契約の存続を申し出る者が被保険者本人である場合は不要） (4) 保険契約の存続を申し出る年金の受取人の印鑑証明書（ただし、保険契約の存続を申し出る者が被保険者本人である場合は被保険者の印鑑証明書） (5) 債権者等に所定の金額を支払ったことを証する書類
5 年金月額の減額	(1) 当会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料払込を証する書類 (4) 保険証券
6 当会社への通知による収入保障年金受取人の変更	(1) 当会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
7 遺言による収入保障年金受取人の変更	(1) 当会社所定の請求書 (2) 保険契約者の死亡事実が記載された住民票（ただし、当会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3) 遺言書の写しおよびその有効性を証する書類 (4) 保険契約者の相続人であることを証する書類と印鑑証明書（ただし、遺言執行者からの通知のときは遺言執行者であることを証する書類と印鑑証明書） (5) 保険証券
8 保険契約者の変更	(1) 当会社所定の請求書 (2) 変更前の保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券

(注) 当会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることができます。

別表2 感染症

「感染症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」に記載された分類項目中、つきの基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ出血熱	A98.0
マールブルグウイルス病	A98.3
エボラウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群 [SARS]	U04
(病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。)	

別表3 悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中

「悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中」とは、表1によって定義づけられる疾病とし、かつ、平成6年10月12日総務庁告示第75号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 I CD-10(2003年版) 準拠」に記載された分類項目中、表2の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

表1 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中の定義

疾 病 名	疾 痘 の 定 義
1. 悪性新生物	悪性腫瘍細胞の存在、組織への無制限かつ浸潤破壊的増殖で特徴付けられる疾患（ただし、上皮内癌、および皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌を除く）
2. 急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病であり、原則として以下の3項目を満たす疾病 (1) 典型的な胸部痛の病歴 (2) 新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化 (3) 心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇
3. 脳卒中	脳血管の異常（脳組織の梗塞、出血、ならびに頭蓋外部からの塞栓が含まれる）により脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病

表2 悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中の基本分類コード

疾 病 名	分 類 項 目	基本分類コード
1. 悪性新生物	口唇、口腔および咽頭の悪性新生物 消化器の悪性新生物 呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物 骨および関節軟骨の悪性新生物 皮膚の悪性黒色腫 中皮および軟部組織の悪性新生物 乳房の悪性新生物 女性生殖器の悪性新生物 男性生殖器の悪性新生物 腎尿路の悪性新生物 眼、脳および中枢神経系のその他の部位の悪性新生物 甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物 部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物 リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物 独立した（原発性）多部位の悪性新生物 性状不詳または不明の新生物（D37-D48）中の •真正赤血球增加症<多血症> •骨髄異形成症候群 •リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または 不明のその他の新生物（D47）中の •慢性骨髄増殖性疾患 •本態性（出血性）血小板血症 血液および造血器のその他の疾患（D70-D77）中の •リンパ細胞組織および細網組織球系の疾患（D76）中の •ランゲルハンス細胞組織球症、他に分類されないもの	C00-C14 C15-C26 C30-C39 C40-C41 C43 C45-C49 C50 C51-C58 C60-C63 C64-C68 C69-C72 C73-C75 C76-C80 C81-C96 C97 D45 D46 D47.1 D47.3 D76.0
2. 急性心筋梗塞	虚血性心疾患（I20-I25）中の •急性心筋梗塞 •再発性心筋梗塞	I21 I22

疾病名	分類項目	基本分類コード
3. 脳卒中	脳血管疾患（I 60—I 69）中の ・くも膜下出血 ・脳内出血 ・脳梗塞	I 60 I 61 I 63

別表4 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎの各号のいずれかに該当したものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所
- (2) 第1号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表5 手術

「手術」とは、別表6に定める公的医療保険制度における別表7に定める医科診療報酬点数表（以下「医科診療報酬点数表」といいます。）に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為をいいます。

別表6 公的医療保険制度

「公的医療保険制度」とは、つぎのいずれかの法律にもとづく医療保険制度をいいます。

1. 健康保険法
2. 国民健康保険法
3. 国家公務員共済組合法
4. 地方公務員等共済組合法
5. 私立学校教職員共済法
6. 船員保険法
7. 高齢者の医療の確保に関する法律

別表7 医科診療報酬点数表

「医科診療報酬点数表」とは、手術を受けた時点において、厚生労働省告示にもとづき定められている医科診療報酬点数表をいいます。

特定疾病保険料払込免除特約 目次

この特約の概要

- 第1条 保険料払込の免除
- 第2条 保険料払込の免除に関する補則
- 第3条 保険料払込の免除の請求
- 第4条 特約の締結および責任開始期
- 第5条 特約の保険期間
- 第6条 保険料率
- 第7条 特約の失効
- 第8条 告知義務
- 第9条 告知義務違反による解除
- 第10条 特約を解除できない場合
- 第11条 重大事由による解除
- 第12条 特約の解約
- 第13条 特約の解約等に伴う返戻金の取扱
- 第14条 特約の消滅

- 第15条 特約の更新
 - 第16条 時効
 - 第17条 特約の契約者配当金
 - 第18条 法令等の改正または医療技術の変化に伴う保険料払込の免除事由に関する規定の変更
 - 第19条 管轄裁判所
 - 第20条 主約款の規定の準用
-
- 別表1 請求書類
 - 別表2 悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中
 - 別表3 病院または診療所
 - 別表4 手術
 - 別表5 公的医療保険制度
 - 別表6 医科診療報酬点数表

特定疾病保険料払込免除特約

(この特約の概要)

この特約は、被保険者が特定の疾病（悪性新生物、急性心筋梗塞または脳卒中）により所定の事由に該当した場合に、その後の保険料の払込を免除することを主な内容とするものです。

第1条（保険料払込の免除）

- 被保険者が、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）または主契約に付加された特約（以下「各特約」といいます。）の保険料払込期間中に、つぎの各号のいずれかの場合（以下「保険料払込の免除事由」といいます。）に該当したときは、当会社は、その直後に到来する主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める保険料期間（以下「保険料期間」といいます。）以降の主契約および各特約の保険料の払込を免除します。
 - 被保険者がこの特約の責任開始期以後、この特約の保険期間中に初めて（責任開始期前の期間を通じて初めてとします。）悪性新生物（別表2）と医師により病理組織学的所見（生検）によって診断確定（病理組織学的所見が得られないときは、他の所見による診断確定も認めることができます。以下「診断確定」といいます。）されたとき
 - 被保険者がこの特約の責任開始期以後の疾病を原因として、この特約の保険期間につぎのいずれかの事由に該当したとき
 - 急性心筋梗塞（別表2）を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて30日以上、労働の制限を必要とする状態（軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態）が継続したと医師によって診断されたとき
 - 急性心筋梗塞（別表2）を発病し、その急性心筋梗塞の治療を直接の目的として、別表3に定める病院または診療所において別表4に定める手術を受けたとき
 - 脳卒中（別表2）を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて30日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき
 - 脳卒中（別表2）を発病し、その脳卒中の治療を直接の目的として、別表3に定める病院または診療所において別表4に定める手術を受けたとき
- 第1項第1号に該当した場合でも、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて90日以内に悪性新生物（別表2の表2中の悪性新生物。以下同じ。）と医師により診断確定されたときは、当会社は、保険料の払込を免除しません。ただし、その後（この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて90日経過後）、この特約の保険期間中に被保険者が新たに悪性新生物（別表2）と医師により診断確定されたときは、保険料の払込を免除します。

第2条（保険料払込の免除に関する補則）

- 被保険者がこの特約の責任開始期前にすでに発病していた疾病を原因としてこの特約の責任開始期以後に第1条（保険料払込の免除）第1項第2号に該当した場合でも、つぎの各号のいずれかに該当するときは、この特約の責任開始期以後に発病した疾病を原因として第1条第1項第2号に該当したものとみなして、第1条第1項の規定を適用します。
 - 当会社が、この特約の締結の際に、告知等により知っていたその疾病に関する事実（第10条（特約を解除できない場合）に規定する保険媒介者のみが知っていた事実は含みません。）を用いて承諾したとき。ただし、保険契約者または被保険者がその疾病に関する事実の一部のみを告げたことにより、当会社が重大な過失なくその疾病に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - その疾病（医学上重要な関係にある疾病を含みます。）について、この特約の責任開始期前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、被保険者が健康診断等において異常の指摘（要経過観察の指摘を含みます。）を受けたことがないとき。ただし、被保険者が自覚可能な身体の異常が存在した場合または保険契約者が認識可能な被保険者の身体の異常が存在した場合を除きます。
- 第1条（保険料払込の免除）の規定により保険料の払込が免除された場合には、当会社は、主約款に定める保険料の払込方法（回数）に応じ、それぞれの契約応当日ごとに所定の保険料が払い込まれたものとして取り扱います。

3. 保険料の払込が免除された主契約および各特約については、保険料払込の免除事由の発生時以後、つぎの各号について取り扱いません。
 - (1) 主契約および各特約における入院給付金日額および通院給付金日額の減額ならびに給付金額の減額
 - (2) 無解約返戻金型治療保障保険における保険契約の型および支払限度の型の変更ならびに治療保障特約における特約の型および支払限度の型の変更
 - (3) 無解約返戻金型収入保障保険における年金月額の減額
4. 主約款に定める払込期月内に保険料が払い込まれないまま、主約款に定める保険料の払込方法（回数）に応じ、それぞれの契約応当日以後その払込期月の末日までに保険料払込の免除事由が生じたときまたは主約款に定める猶予期間中に保険料払込の免除事由が生じたときは、保険契約者は、その猶予期間の満了日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、当会社は、保険料払込の免除事由の発生により免除すべき保険料の払込を免除しません。
5. 第4項の規定は、主約款に定める責任開始期に関する特則が適用される場合の第1回保険料について準用します。
6. この特約が付加された保険契約が年払契約の場合で、すでに保険料が払い込まれている保険料期間の中途中で保険料払込の免除事由に該当したときは、当会社は、保険料払込の免除事由に該当した日の直後に到来する月単位の契約応当日からその保険料期間の末日までの月数に応じた保険料の残額に相当する金額の返戻金を保険契約者に支払います。
7. 第6項の規定は、年払契約の第1回保険料について準用します。
8. この特約が付加された保険契約が月払契約の場合で、すでに保険料が払い込まれている保険料期間の中途中で保険料払込の免除事由に該当したときでも、当会社は、その保険料期間の保険料を払い戻しません。
9. 第8項の規定は、月払契約の第1回保険料について準用します。
10. 保険料の払込が免除された主契約または各特約が消滅したときは、当会社は、主約款または各特約の保険契約の消滅等における保険料の残額に相当する金額の支払および保険料の払戻に関する規定は適用しません。
11. 第10項の規定は、年払契約および月払契約の第1回保険料について準用します。

第3条（保険料払込の免除の請求）

1. 保険料払込の免除事由が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに当会社に通知してください。
2. 保険契約者は、当会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出して、保険料払込の免除を請求してください。
3. 保険料払込の免除の請求については、主約款の給付金等の請求、支払時期および支払場所の規定を準用します。
4. 保険契約者と被保険者が同一人の場合で、被保険者が自ら保険料払込の免除を請求できない特別な事情があるときの指定代理請求人等による請求については、主約款の規定を準用します。

第4条（特約の締結および責任開始期）

1. この特約は、主契約締結の際、保険契約者の申出によって主契約に付加して締結します。
2. この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。

第5条（特約の保険期間）

この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。

第6条（保険料率）

この特約が付加される場合、主契約および各特約には、この特約が付加される場合の保険料率を適用します。

第7条（特約の失効）

主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第8条（告知義務）

当会社が、この特約の締結の際、保険料払込の免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求める事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知することを要します。ただし、当会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。

第9条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第8条（告知義務）の規定により当会社が告知を求める事項について、事実を告げなかつた場合または事実でないことを告げた場合には、当会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。
2. 当会社は、保険料払込の免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。この場合には、保険料の払込を免除しません。また、すでに保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかつたものとして取り扱います。
3. 第2項の規定にかかわらず、保険料払込の免除事由が解除の原因となつた事実によらなかつたことを保険契約者、被保険者または指定代理請求人が証明したときは、保険料の払込を免除します。
4. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、当会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者が不明である場合またはその住所もしくは居所が不明である場合など、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、当会社は、被保険者または指定代理請求人に通知します。

第10条（特約を解除できない場合）

1. 当会社は、つぎのいずれかの場合には、第9条（告知義務違反による解除）の規定によるこの特約の解除をすることができません。
 - (1) 当会社が、この特約の締結の際、解除の原因となる事実を知っていた場合、または過失のため知らなかつた場合
 - (2) 当会社が、解除の原因があることを知った日の翌日からその日を含めて1か月を経過した場合
 - (3) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過した場合。ただし、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に、保険料払込の免除事由が生じた場合を除きます。
 - (4) 当会社のためにこの特約の締結の媒介を行うことができる者（当会社のためにこの特約の締結の代理を行うことができる者を除き、以下「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が第8条（告知義務）の告知のうち解除の原因となる事実の告知をすることを妨げた場合
 - (5) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第8条の告知のうち解除の原因となる事実の告知をしないことを勧めた場合、または事実でないことを告げることを勧めた場合
2. 第1項第4号および第5号の場合において、各号に規定する保険媒介者の行為がなかつたとしても、保険契約者または被保険者が、第8条の規定により当会社が告知を求める事項のうち解除の原因となる事実について、事実を告げなかつたと認められる場合または事実でないことを告げたと認められる場合には、第1項の規定は適用しません。

第11条（重大事由による解除）

1. 当会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者または被保険者が保険契約の保険料を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) 保険料払込の免除の請求に関し、保険契約者に詐欺行為（未遂を含みます。）があつた場合
 - (3) 保険契約者または被保険者が、つぎのいずれかに該当する場合
 - (ア) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - (ウ) 反社会的勢力を不當に利用していると認められること
 - (エ) 保険契約者が法人である場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (4) 当会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、この特約の存続を困難とする第1号から第3号までに掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
2. 当会社は、この特約の保険料払込の免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。この場合には、第1項各号に定める事由の発生時以後に生じた保険料払込の免除事由による保険料払込の免除を行いません。また、すでにその保険料払込の免除事由により保険料の払込を免除していたときは、当会社は、保険料の払込を免除しなかつたものとして取り扱います。

3. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、当会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者が不明である場合またはその住所もしくは居所が不明である場合など、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または指定代理請求人に通知します。

第12条（特約の解約）

保険契約者は、保険料払込の免除事由発生前に限り、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

第13条（特約の解約等に伴う返戻金の取扱）

1. この特約の解約返戻金はありません。
2. この特約が付加された保険契約が年払契約の場合で、すでに保険料が払い込まれている保険料期間の中途中でこの特約のみが消滅した場合（詐欺による取消に該当する場合を除きます。以下本条において同じ。）は、当会社は、この特約が消滅した日の直後に到来する月単位の契約応当日からその保険料期間の末日までの月数に応じたこの特約に対応する保険料の残額に相当する金額の返戻金を保険契約者に支払います。
3. 第2項の規定にかかわらず、すでに保険料が払い込まれている保険料期間の中途中でこの特約のみが消滅した場合で、この特約が消滅した日の直前の月単位の契約応当日（消滅した日が月単位の契約応当日のときは、その月単位の契約応当日。以下本項において同じ。）以後に主契約または各特約の給付金等の支払事由（保険料払込の免除事由を含みます。以下本条において同じ。）が生じていないときは、この特約が消滅した日の直前の月単位の契約応当日からその保険料期間の末日までの月数に応じたこの特約に対応する保険料の残額に相当する金額の返戻金を保険契約者に支払います。
4. 第2項および第3項の規定は、年払契約の第1回保険料について準用します。
5. この特約が付加された保険契約が月払契約の場合で、すでに保険料が払い込まれている保険料期間の中途中でこの特約のみが消滅したときでも、当会社は、その保険料期間のこの特約に対応する保険料を払い戻しません。
6. 第5項の規定にかかわらず、すでに保険料が払い込まれている保険料期間の中途中でこの特約のみが消滅した場合で、その保険料期間中に主契約または各特約の給付金等の支払事由が生じていないときは、その保険料期間のこの特約に対応する保険料を保険契約者に払い戻します。
7. 第5項および第6項の規定は、月払契約の第1回保険料について準用します。

第14条（特約の消滅）

主契約が解約その他の事由によって消滅した場合（年金が支払われる場合を含みます。）には、この特約は消滅します。

第15条（特約の更新）

この特約が更新の規定がある主契約に付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間が満了する場合には、保険契約者がその満了日の2か月前までにこの特約を継続しない旨を当会社に通知しない限り、更新の請求があったものとし、この特約は、保険期間の満了日の翌日に更新して継続します。この場合、この特約の保険期間の満了日の翌日を更新日とします。
- (2) 第1号の規定にかかわらず、更新日に当会社がこの特約の締結を取り扱っていない場合には、当会社は、第1号の更新を取り扱いません。
- (3) この特約が更新された場合には、つぎのとおり取り扱います。
 - (ア) 更新後のこの特約の保険期間は、更新後の主契約の保険期間と同一とします。
 - (イ) 更新日における特約を適用します。
 - (ウ) 第1条（保険料払込の免除）、第2条（保険料払込の免除に関する補則）および第10条（特約を解除できない場合）に関しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとします。
 - (エ) 更新前のこの特約において告知義務違反による解除の事由があるときは、当会社は、更新後のこの特約を解除することができます。
 - (オ) 当会社は、新たな保険証券を交付せず、更新された旨を保険契約者に通知します。
- (4) 第2号の規定によりこの特約が更新されないときは、当会社の定める取扱にもとづき、当会社所定の特約により、更新とみなして取り扱う場合があります。

第16条（時効）

保険料払込の免除を請求する権利は、3年間請求がない場合には消滅します。

第17条（特約の契約者配当金）

この特約には契約者配当金はありません。

第18条（法令等の改正または医療技術の変化に伴う保険料払込の免除事由に関する規定の変更）

1. 当会社は、保険料払込の免除事由に関する規定にかかる法令等の改正または医療技術の変化があり、その改正または変化が保険料払込の免除事由に関する規定に影響を及ぼすと認めたときは、主務官庁の認可を得て、保険料払込の免除事由に関する規定を法令等の改正または医療技術の変化に適した内容に変更することができます。
2. 第1項の規定により、保険料払込の免除事由に関する規定を変更するときは、当会社は、保険料払込の免除事由に関する規定を変更する日の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。

第19条（管轄裁判所）

この特約における保険料払込の免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第20条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

別表1 請求書類

項目	必要書類
保険料払込の免除	(1) 当会社所定の請求書 (2) 当会社所定の様式による医師の診断書 (3) 最終の保険料払込を証する書類 (4) 保険証券

(注) 当会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることができます。

別表2 悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中

「悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中」とは、表1によって定義づけられる疾患とし、かつ、平成6年10月12日総務庁告示第75号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要Ⅰ CD-10(2003年版) 準拠」に記載された分類項目中、表2の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

表1 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中の定義

疾病名	疾病の定義
1. 悪性新生物	悪性腫瘍細胞の存在、組織への無制限かつ浸潤破壊的増殖で特徴付けられる疾病（ただし、上皮内癌、および皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌を除く）
2. 急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病であり、原則として以下の3項目を満たす疾病 (1) 典型的な胸部痛の病歴 (2) 新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化 (3) 心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇
3. 脳卒中	脳血管の異常（脳組織の梗塞、出血、ならびに頭蓋外部からの塞栓が含まれる）により脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病

表2 悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中の基本分類コード

疾病名	分類項目	基本分類コード
1. 悪性新生物	口唇、口腔および咽頭の悪性新生物 消化器の悪性新生物 呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物 骨および関節軟骨の悪性新生物 皮膚の悪性黒色腫 中皮および軟部組織の悪性新生物 乳房の悪性新生物 女性生殖器の悪性新生物 男性生殖器の悪性新生物 腎尿路の悪性新生物 眼、脳および中枢神経系のその他の部位の悪性新生物 甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物 部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物 リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物 独立した（原発性）多部位の悪性新生物 性状不詳または不明の新生物（D37-D48）中の ・真正赤血球增加症＜多血症＞ ・骨髄異形成症候群 ・リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または 不明のその他の新生物（D47）中の	C00-C14 C15-C26 C30-C39 C40-C41 C43 C45-C49 C50 C51-C58 C60-C63 C64-C68 C69-C72 C73-C75 C76-C80 C81-C96 C97 D45 D46

疾病名	分類項目	基本分類コード
1. 悪性新生物	<ul style="list-style-type: none"> ・慢性骨髓増殖性疾患 ・本態性（出血性）血小板血症 血液および造血器のその他の疾患（D70—D77）中の <ul style="list-style-type: none"> ・リンパ細胞組織および細胞組織球系の疾患（D76）中の <ul style="list-style-type: none"> ・ランゲルハンス細胞組織球症、他に分類されないもの 	D47.1 D47.3 D76.0
2. 急性心筋梗塞	<ul style="list-style-type: none"> 虚血性心疾患（I20—I25）中の <ul style="list-style-type: none"> ・急性心筋梗塞 ・再発性心筋梗塞 	I21 I22
3. 脳卒中	<ul style="list-style-type: none"> 脳血管疾患（I60—I69）中の <ul style="list-style-type: none"> ・くも膜下出血 ・脳内出血 ・脳梗塞 	I60 I61 I63

別表3 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎの各号のいずれかに該当したものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所
- (2) 第1号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表4 手術

「手術」とは、別表5に定める公的医療保険制度における別表6に定める医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為をいいます。

別表5 公的医療保険制度

「公的医療保険制度」とは、つぎのいずれかの法律にもとづく医療保険制度をいいます。

1. 健康保険法
2. 国民健康保険法
3. 国家公務員共済組合法
4. 地方公務員等共済組合法
5. 私立学校教職員共済法
6. 船員保険法
7. 高齢者の医療の確保に関する法律

別表6 医科診療報酬点数表

「医科診療報酬点数表」とは、手術を受けた時点において、厚生労働省告示にもとづき定められている医科診療報酬点数表をいいます。

健康体割引特約 目次

この特約の概要

第7条 告知義務

第1条 特約の締結

第8条 告知義務違反による解除

第2条 特約の保険期間

第9条 喫煙状況に関する告知の誤りの処理

第3条 保険料率

第10条 被保険者の喫煙状況および健康状態が

第4条 特約の失効

当会社の定める基準に適合しなかった

第5条 特約の解約

場合の取扱

第6条 特約の消滅

第11条 主約款の規定の準用

健康体割引特約

(この特約の概要)

この特約は、被保険者の喫煙状況および健康状態が当会社の定める基準に適合する場合に、この特約を付加した主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）および当会社の定める特約（以下「各特約」といいます。）の保険料の割引を行うことを主な内容とするものです。

第1条（特約の締結）

この特約は、主契約締結の際、保険契約者の申出があり、かつ、被保険者の喫煙状況および健康状態が当会社の定める基準に適合するときに、当会社の承諾を得て、主契約に付加して締結します。

第2条（特約の保険期間）

この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。

第3条（保険料率）

この特約が付加される場合、主契約および各特約（以下「保険契約」といいます。）の保険料率は、つぎのいずれかの保険料率を適用します。

1. 非喫煙者健康体保険料率
2. 喫煙者健康体保険料率

第4条（特約の失効）

主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第5条（特約の解約）

この特約のみの解約は取り扱いません。

第6条（特約の消滅）

主契約が解約その他の事由によって消滅した場合（年金が支払われる場合を含みます。）には、この特約は消滅します。

第7条（告知義務）

当会社が、この特約の締結の際、被保険者の健康状態および過去1年間の喫煙状況に関し書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知することを要します。ただし、当会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。

第8条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第7条（告知義務）の規定により当会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかった場合または事実でないことを告げた場合には、当会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。
2. 当会社は、保険契約の保険金等の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。
3. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、当会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者が不明である場合またはその住所もしくは居所が不明である場合など、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、当会社は、被保険者、保険契約の保険金等の受取人または指定代理請求人に通知します。
4. 本条の規定によってこの特約を解除したときは、当会社の定める方法により、保険契約の保険金額等を削減し、当会社の定める方法により計算した金額を授受します。
5. 第4項の規定により保険契約の保険金等の支払事由が生じた後にこの特約を解除したときは、第4項の規定にかかわらず、当会社の定める方法により計算した金額の授受を行わず、当会社の定める方法により、保険契

約の保険金額等を削減します。

6. 本条によるこの特約を解除することができない場合については、主約款に定める保険契約を解除できない場合の規定を準用します。

第9条（喫煙状況に関する告知の誤りの処理）

保険契約の保険料率が非喫煙者健康体保険料率の場合で、この特約の締結に際して当会社が告知を求めた第7条（告知義務）の喫煙状況について、告知の誤りがあったときは、つぎの各号のとおりとします。

- (1) 保険契約の保険料率を喫煙者健康体保険料率に改め、保険契約者は、保険料の不足分を当会社に払い込むことを要します。
- (2) 第1号の規定にかかわらず、保険契約の保険金等の支払事由の発生後で、保険金等が支払われる場合には、支払われるべき保険金等から保険料の不足分を差し引きます。

第10条（被保険者の喫煙状況および健康状態が当会社の定める基準に適合しなかった場合の取扱）

1. 第3条（保険料率）に定める保険料率により計算した第1回保険料または第1回保険料充当金（以下本条において「第1回保険料」といいます。）を当会社が受け取った後に、被保険者の喫煙状況および健康状態が当会社の定める基準に適合しないため、当会社がこの特約を付加しない保険契約の申込を承諾した場合には、当会社は、第1回保険料を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、告知の時）から、保険契約上の責任を負います。
2. 第1項の場合、保険契約者は、当会社の定める方法で計算した金額を、当会社の指定した日までに当会社に払い込むことを要します。
3. 第2項に定める金額が当会社の指定した日までに払い込まれない場合には、当会社の定める方法により、保険契約の保険金額等を削減します。

第11条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

memo

memo

memo

[募集代理店]

株式会社みずほ銀行

お問い合わせは窓口またはフリーダイヤルへ

0120-855-519

受付時間：月～金／9:00～17:00
12月31日、1月1日～3日、祝日、振替休日を除く

[引受保険会社]

ネオファースト生命保険株式会社

〒141-0032 東京都品川区大崎二丁目11-1 大崎ウイズタワー
Webサイトアドレス <http://neofirst.co.jp>

コンタクトセンター

0120-226-201

受付時間：9:00～19:00(土曜日は17:00まで) 曜日を除く